





財表上級コース計算テキストNo.1 コントロールタワー

回数	教材	学 習 内 容	理論テキスト	ポイントチェック	計算テキスト	トレーニング
第講	1 回 義①	●理論 財務諸表論の全体構造 I 会計公準・企業会計原則 ●計算 計算書類等 計算規則%・兄の概要	P. 1	1-1	P. 3 ≀ P. 38	問題 1 ~ 問題 2
第 講		●理論 企業会計原則 損益会計 (総論) ●計算 製造業の会計 税金、税効果会計	P. 26	2-2 \(\) 3-1	P. 41	問題 3 ~ 問題14
第講	3 回 義③	●理論 損益会計(各論) 資産会計(総論) ●計算 現金・預金	P. 48	3 - 2	P. 97	問題15 ~ 問題19
第 演	4 回 習①	●理論(出題予告) 資産会計総論 損益会計 ●計算 作表問題				
第 講	5 回 義④	●理論 負債会計・引当金 財務諸表●計算 金銭債権(テーマ6-1~2)	P. 103	₹	P. 113 ≀ P. 128	
第講	6 回 義⑤	概念フレームワーク ●計算 金銭債権 (テーマ6-3~5)	P. 129	7 — 1	P. 131 ≀ P. 138	問題20 ~ 問題26
第講	7回 義⑥	●理論金融基準●計算金銭債権 (テーマ6-6~10)	P. 159 ≀ P. 179	9 − 1	P. 141 ≀ P. 156	
第 演	8回 習②	●理論(出題予告)引当金金融基準●計算作表問題				

TAC方式 財表・計算の学習内容の全体系

=	学 習 内 容	テキスト			
テーマ	子首内谷	No 1	No 2	No 3	No 4
1	計算書類等	•			
2	計算規則%の概要	•			
3	計算規則化の概要	•			
4	製造業の会計	•			
5	現金・預金	•			
6	金銭債権	•			
7	有価証券		•		
8	たな卸資産		•		
9	有形固定資産		•		
10	無形固定資産		•		
11	繰延資産		•		
12	金銭債務		•		
13	引当金		•		
14	退職給付会計			•	
15	純資産会計			•	
16	税金	•			
17	税効果会計	•			
18	外貨建取引				•
19	連結財務諸表				•
20	会計上の変更等				•
21	収益認識基準				•

⁽注) カリキュラムは変更される場合もございます。

TAC方式 財表・理論の学習内容の全体系

	# W + #	テキスト			
テーマ	学習内容	No 1	No 2	No 3	No 4
1	財務諸表論の全体構造Ⅰ	•			
2	会計公準 • 会計原則	•			
3	損益会計	•			
4	資産会計	•	•		
5	負債会計	•			
6	財務諸表	•			
7	財務諸表論の全体構造Ⅱ	•			
8	概念フレームワーク	•			
9	金融基準	•	•		
10	リース基準		•		
11	減損基準		•		
12	棚卸資産基準		•		
13	研究開発基準(ソフトウェア含む)		•		
14	退職給付基準		•		
15	資産除去債務基準			•	
16	税効果基準			•	
17	企業結合基準			•	
18	事業分離基準			•	
19	外貨換算基準			•	
20	純資産表示基準			•	
21	ストック・オプション基準				•
22	包括利益表示基準				•
23	キャッシュ・フロー計算書基準				•
24	連結財務諸表基準				•
25	四半期財務諸表基準				•
26	会計上の変更等基準				•
27	収益認識基準				•

[·] (注) カリキュラムは変更される場合もございます。

上級演習 出題予定理論

上級演習①	資産会計総論、損益会計		
上級演習②	引当金、全体構造Ⅱ、概念フレームワーク		
上級演習③	金融基準 (デリバティブ・ヘッジ会計除く)、棚卸資産		
上級演習④	減損基準、研究開発基準		
上級演習⑤	税効果基準、資産除去債務基準		
上級演習⑥	企業結合基準、事業分離基準、純資産会計		
上級演習⑦	ストック・オプション基準、退職給付基準		
上級演習⑧	有形固定資産、CF計算書基準、包括利益表示基準		
上級演習⑨	四半期財務諸表基準、金融基準、外貨基準、連結財務諸表基準		
上級演習⑪	会計上の変更等基準、収益認識基準		

[※] 上記の予告理論に派生する論点について追加で(予告なしに)出題することもあります。 計算問題は全ての論点が出題の対象となり、決算整理型の総合問題を中心に出題します。

テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ P3~38

第 1 回

く今回の学習内容>

講義①

●理論テキスト

テーマ1 財務諸表論の全体構造 [

テーマ2 会計公準・企業会計原則

●計算テキスト

テーマ1 計算書類等

テーマ2 計算規則%の概要

テーマ3 計算規則%の概要

テーマ 1 計算書類等

	項 目 及 び 内 容	重要度
1 – 1	計算書類等の概要	
0	計算書類等	☆
0	各計算書類等の概要	☆
1 – 2	注記表の概要	
0	注記表の概要	☆
0	注記の文例	☆

1-1 計算書類等の概要

● 計算書類等

<計算書類等の体系>

計	貸借対照表					
算	損益計算書					
書	株主資本等変動計算書					
類	個別注記表(注記表)					
計算	計算書類に係る 附属明細書					
事業報告						
事業						

② 各計算書類等の概要

名 称	概	要
貸借対照表	会社の財産に関する状況を示す	書類
損益計算書	会社の損益に関する状況を示す	書類
株主資本等変動計算	貸借対照表の純資産の部の一会 の変動事由を示す書類	計期間における変動額とそ
個別注記表(注記表	計算書類の数値や項目に関する 類	補足的な財務情報を示す書
事業報告	会社の計算以外の会社の状況に 書類	関する重要な事項等を示す
附属明細書	上記書類に関する期中増減、期	末内訳等を示す書類

-4-

1 計算書類等

計算書類等については、会社法で「株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類(**貸借対照表、損益計算書**その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。)及び**事業報告**並びに**これらの附属明細書**を作成しなければならない。」と規定している。ここで、「その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの」とは、会社計算規則において「株主資本等変動計算書及び個別注記表とする。」とされている。

2 金額の単位

計算書類に係る事項の金額の単位は、一円単位、千円単位、百万円単位のいずれかによる。会社法では、会社規模の大小にかかわらず、百万円単位が認められることになった。なお、受験上は、千円単位が通常になるものと考えられる。

また、千円未満又は百万円未満の端数処理については、切捨てや切上げ、又は、四捨五入等の処理が行われる。受験上は作成単位並びに端数処理の方法が明示されるため、その指示に従い作成することとなる。

1-2 注記表の概要

● 注記表の概要

LHO	及の例女	
	注記事項の名称	注 記 事 項 の 概 要
1	継続企業の前提に関す	事業年度末日において、会社が将来にわたって事業
U)	る注記	を継続する前提に重要な疑いが存在する場合の注記
2	重要な会計方針に係る	計算書類の作成のために採用している会計方針に関
2	事項に関する注記	する注記
3	会計方針の変更に関す	計算書類の作成のために採用した会計方針を変更し
9	る注記	た場合の注記
4)	表示方法の変更に関す	計算書類の作成のために採用した表示方法を変更し
•	る注記	た場合の注記
(5)	会計上の見積りの変更	計算書類の作成に当たっての会計上の見積りの変更
•	に関する注記	を行った場合の注記
6	誤謬の訂正に関する注	過去の誤謬の訂正を行った場合の注記
	記	
7	貸借対照表等に関する注記	貸借対照表等に記載される項目に関する注記
8	損益計算書に関する注記	損益計算書に記載される項目に関する注記
9	株主資本等変動計算書	株主資本等変動計算書に記載される項目に関する注
•	に関する注記	記
10	税効果会計に関する注記	税効果会計を適用した場合に必要となる注記
11)	リースにより使用する	ファイナンス・リース取引を行った会社が賃貸借処
固定資産に関する注記 理を行		理を行った場合に必要となる注記
12	金融商品に関する注記	金融商品の時価などの金融商品の状況に関する注記
(13)	賃貸等不動産に関する	賃貸等不動産の時価などの賃貸等不動産の状況に関
0	注記	する注記
(14)	持分法損益等に関する	連結計算書類を作成しない場合における持分法損益
0	注記	等に関する注記
15)	関連当事者との取引に	会社の主要株主などの関連当事者と重要な取引をし
	関する注記	た場合に必要となる注記
(16)	1株当たり情報に関す	1株当たり当期純利益などの普通株主に関する注記
	る注記	
17)	重要な後発事象に関す	事業年度末日後に発生した会社に重要な影響を及ぼ
	る注記	す事項に関する注記
18	連結配当規制適用会社	分配可能額算定における連結配当規制の規定の適用
	に関する注記	を受けた会社に関する注記
19	その他の注記	上記に掲げるもののほか、会社の財産又は損益の状
)		態を正確に判断するために必要な注記

上記①~⑲の注記事項について、会計監査人設置会社以外の公開会社の場合には、継続企業の前提に関する注記(①)、会計上の見積りの変更に関する注記(⑤)、持分法損益等に関する注記(④)及び連結配当規制適用会社に関する注記(⑱)を記載する必要はない。

なお、上記①~⑩の注記事項のうち、継続企業の前提に関する注記(①)、表示方法の変更に関する注記(④)、会計上の見積りの変更に関する注記(⑤)、誤謬の訂正に関する注記(⑥)、リースにより使用する固定資産に関する注記(⑪)、金融商品に関する注記(⑫)、賃貸等不動産に関する注記(⑬)、持分法損益等に関する注記(⑭)、関連当事者との取引に関する注記(⑮)、重要な後発事象に関する注記(⑰)、連結配当規制適用会社に関する注記(⑱)、その他の注記(⑲)は、計算問題における重要性が乏しいため、ここでは考慮外とする。したがって、計算上は上記①~⑲の注記事項のうち 部分について考慮すればよい。

2 注記の文例

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

重要な会計方針に関する注記

内 容	文	例
(1)有価証券の評価基 準及び評価方法	より処理し、売却原価は総平 している。 ② その他有価証券(時価のあ	るもの) 資産直入法により処理し、売
(2)棚卸資産の評価基 準及び評価方法	商品は先入先出法による原価 切り下げの方法)により評価し	
(3)有形固定資産の減 価償却の方法	有形固定資産のうち建物(投 法により、車両は定率法により	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
(4)無形固定資産の償 却の方法	している。	20年間)で定額法により償却 利用可能期間(5年間)に基づ。

内 容	文	例
(5)繰延資産の処理方	① 開発費は全額支出時の費用	用として処理している。
法	② 開発費は5年間で定額法は	こより償却している。
(6)外貨建の資産及び	外貨建資産・負債は「外貨	建取引等会計処理基準」に基づ
負債の本邦通貨へ の換算基準	いて換算している。	
(7)引当金の計上基準	 引当金の計上基準は次のとは	 おりである。
		ιによる損失に備えるため、債
	権の区分に応じ、以下のよう	うに設定している。
	 ② 一般債権は貸倒実績率流	去により、過去の貸倒実績率に
	基づき、期末残高の2%を	を計上している。
	回 貸倒懸念債権は財務内容	容評価法により、担保の処分見
	込額を控除した残額の50%	%を計上している。
	∅ 破産更生債権等は財務 P	内容評価法により、保証による
	回収見込額を控除した残額	質の全額を計上している。
	② 賞与引当金は従業員に対し	して支給する賞与の支出に充て
	るために、従業員給与規程に	こ基づく賞与支給対象期間のう
	ち、当期に対応する支給見込	込額を計上している。
	③ 退職給付引当金は従業員の	の退職給付に備えるため、以下
	のとおりに計上している。	
	(イ) 退職給付引当金は、期ラ	末の退職給付債務及び年金資産
	の見込額に基づき計上して	ている。
	(ロ) 数理計算上の差異は、3	発生の翌年度から定額法(期間
	10年)により費用処理して	ている。
	(ハ)過去勤務費用は、定率流	去(期間10年)により費用処理
	している。	
		責務保証の履行可能性が高くな
	ったため、翌期における	代理弁済見込額の全額を計上
	している。	
(8)収益及び費用の計	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	製品の販売については、通常、
上基準		が当該製品に対する支配を獲得
		足されると判断しており、当該
(0) t o (1) o = = + +	製品の引渡時点で収益を認識し	している。
(9)その他の重要な会	消費税等の会計処理は税抜力	方式によっている。
計方針		

(2) 貸借対照表等に関する注記

項		文			例
①担保提供資産		① 土地のうち	10,000千	円を長期	借入金15,000千
		円の担保に供	している	0	
		② 長期預金の) うち2,0	00千円を	当座借越契約の
		担保に供して	いる。		
②貸倒引当金につ	き直接控除注	《科目別注記法	: 》		
記法により表示	する場合	金銭債権から	貸倒引当	金がそれ	ぞれ控除されて
		いる。			
		受取手形	200千円	売 掛	金 300千円
		短期貸付金	100千円	長期貸付	金 100千円
		《一括注記法》			
		金銭債権から	貸倒引当	金がそれ	ぞれ控除されて
		いる。			
		短期金銭債権	600千円	長期金銭	債権100千円
③減価償却累計額	につき直接控	《科目別注記法	: 》		
除注記法により	表示する場合	有形固定資産	から減価	i償却累計	額がそれぞれ控
		除されている。			
		建物	800千円	車両運掘	般具 600千円
		器具備品	500千円		
		《一括注記法》			
		有形固定資產	をから減り	価償却累	計額1,900千円
		が控除されてい			
④減損損失累計額 	ほつき合算間	減価償却累計	十額には漏	城損損失累	は計額300千円が
接控除形式により	り表示する場合				
5保証債務		A社の金融機	関からの	借入金に	対し、10,000千
		円の債務保証を	行ってい	る。	
⑥手形遡求債務		受取手形割引高			
		受取手形裏書譲	渡高 2,	000千円	

項目	文
⑦重要な係争事件に係る損害賠	B社から商標権の侵害があったとして、損害賠
償義務	償請求額10,000千円を受け、現在係争中である。
⑧関係会社に対する金銭債権・	関係会社に対する金銭債権は次のとおりであ
金銭債務につき注記法により	る。
表示する場合	《科目別注記法》
	受取手形 100千円 売掛金 200千円
	短期貸付金 100千円 長期貸付金 100千円
	《一括注記法》
	関係会社に対する金銭債権は次のとおりであ
	る。
	短期金銭債権400千円 長期金銭債権100千円
⑨取締役、監査役、執行役に対	① 取締役に対する金銭債権が50千円ある。
する金銭債権・金銭債務	② 監査役に対する金銭債権が80千円ある。
	③ 執行役に対する金銭債務が60千円ある。
⑩親会社株式の各表示区分別の	① 親会社株式500千円が流動資産に計上されて
金額	いる。
	② 親会社株式1,500千円が投資その他の資産に
	計上されている。
⑪有形固定資産の圧縮額につき	土地から圧縮額10,000千円が控除されている。
直接控除注記法により表示す	
る場合	

(3) 損益計算書に関する注記

項	目	文	例
関係会社との取引高	5	① 関係会社との営業取引高	禹(売上高)が50,000
		千円ある。	
		② 関係会社との営業取引に	以外の取引高(固定資
		産売却高)が8,000千円ある	5.

(4) 株主資本等変動計算書に関する注記

項目	文	例
①当該事業年度の末日における	当該事業年度の末	日における発行済株式の数
発行済株式の数	普通株式	600,000株
②当該事業年度の末日における	当該事業年度の末	日における自己株式の数
自己株式の数	普通株式	800株
③当該事業年度中に行った剰余	当該事業年度中	に行った剰余金の配当に関する
金の配当に関する事項	事項	
	配当の総額	23,812千円
④当該事業年度末日後に行う剰	当該事業年度末	日後に行う剰余金の配当に関す
余金の配当に関する事項	る事項	
	配当の総額	51,442千円
⑤当該事業年度の末日における	新株予約権の目的	となる株式の数
当該株式会社が発行している	普通株式	600株
新株予約権の目的となる当該		
株式会社の株式の数		

(5) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金	負債の発生原因別の主な内訳
繰延税金資産	
貸倒引当金	3,542千円
賞与引当金	24,000千円
未払事業税	2,360千円
退職給付引当金	15,520千円
有形固定資産	11,395千円
繰延税金資産小計	56,817千円
評価性引当額	△1,914千円
繰延税金資産合計	54,903千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	頁金 △1,700千円
繰延税金負債合計	△1,700千円
繰延税金資産の純額	53, 203千円

(6) 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額

文		例	
1株当たり純資産額	536円13銭		

② 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額

文	例
1 株当たり当期純利益	48円56銭

-12-

1 各注記事項の具体的記載内容

(1) 継続企業の前提に関する注記

- ① 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨及びその 内容
- ② 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類(連結注記表にあっては、 連結計算書類)に反映している否かの別

(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- ① 資産の評価基準及び評価方法
- ② 固定資産の減価償却の方法
- ③ 引当金の計上基準
- ④ 収益及び費用の計上基準
- ⑤ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(3) 貸借対照表等に関する注記

- ① 資産が担保に供されている場合、資産が担保に供されている旨、担保に供されている 資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- ② 資産に係る引当金を直接控除した場合、各資産の資産項目別の引当金の金額
- ③ 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合、各資産の資産項目別の減価償却累計 額
- ④ 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- ⑤ 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる 債務(負債の部に計上したものを除く)があるときは、当該債務の内容及び金額
- ⑥ 関係会社に対する金銭債権債務について、他の金銭債権債務と区分して表示していない場合、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の項目別金額又は2以上の項目について一括した金額
- ⑦ 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金 銭債権債務がある場合、金銭債権又は金銭債務ごとの総額
- (8) 親会社株式の各表示区分別の金額
- ⑨ 圧縮記帳の表示方法につき、直接控除法により表示している場合、有形固定資産から 控除されている旨(企原注解24類推)

(4) 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

(5) 株主資本等変動計算書に関する注記

- ① 事業年度の末日における発行済株式の数(種類株式発行会社にあっては、種類ごとの 発行済株式の数)
- ② 事業年度の末日における自己株式の数(種類株式発行会社にあっては、種類ごとの自己株式の数)
- ③ 事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
- ④ 事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項
- ⑤ 事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる会社の株式の数(種類株式発行会社にあっては、種類及び種類ごとの数)

(6) 税効果会計に関する注記

- ① 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳(繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む)
- ② 繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(7) リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引の借主である会社が、ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件に関する事項

なお、以下の項目について併せて記載することも妨げない。

- ① 事業年度の末日における取得原価相当額
- ② 事業年度の末日における減価償却累計額相当額
- ③ 事業年度の末日における未経過リース料相当額
- ④ 上記3項目のほか、当該リース物件に係る重要な事項

(8) 金融商品に関する注記

- ① 金融商品の状況に関する事項
- ② 金融商品の時価等に関する事項

(9) 賃貸等不動産に関する注記

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

(10) 持分法損益等に関する注記

- ① 関連会社がある場合、関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を 適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額
- ② 開示対象特別目的会社がある場合、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

(11) 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者とは、会社であれば当社の親会社、子会社、親会社の子会社、その他の関係会社など、個人であれば主要株主とその近親者、役員とその近親者などをいう。

株式会社は関連当事者との取引がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- ① 名称又は氏名
- ② 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める株式会社が有する議決権の数の割合
- ③ 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める関連当事者が有する議決権の数の割合
- ④ 当該株式会社と当該関連当事者との関係
- ⑤ 取引の内容
- ⑥ 取引の種類別の取引金額
- (7) 取引条件及び取引条件の決定方針
- ⑧ 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の事業年度の末日における残高
- ⑨ 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

(12) 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額
- ② 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額

(13) 重要な後発事象に関する注記

事業年度の末日後、当該株式会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼ す事象が発生した場合における当該事象

(14) 連結配当規制適用会社に関する注記

連結配当規制適用会社とは、会社計算規則158条4号(分配可能額計算における連結配当規制)の規定を適用する旨を定めた会社をいう。株式会社が連結配当規制適用会社である場合には次の事項を注記しなければならない。

事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(15) その他の注記

上記の他、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により株式会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項

〈メ モ〉

テーマ 2 計算規則%の概要

	項 目 及 び 内 容	重要度
2 – 1	計算規則%のフォーム	
•	計規%のフォーム	☆
2-2	資産の部の表示科目	
•	資産の部の表示科目	☆
2-3	負債の部の表示科目	
•	負債の部の表示科目	☆
2 – 4	純資産の部の表示科目	
0	純資産の部の表示	☆☆
0	その他利益剰余金の表示科目	☆☆
2-5	経過勘定項目	
•	経過勘定項目の表示	☆☆

2-1 計算規則%のフォーム

● 計規%のフォーム

貸借対照表 ××年×日×日

A株式会社			(単位:千円)
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
I 流 動 資 産	(65, 200)	I 流 動 負 債	(41, 300)
現金及び預金	6,000	支 払 手 形	13, 500
受 取 手 形	23,000	買 掛 金	16, 700
売 掛 金	22,000	短 期 借 入 金	5, 400
有 価 証 券	1,500	未 払 金	5, 700
商品	10,000	Ⅱ 固 定 負 債	(14,700)
短 期 貸 付 金	2, 500	長期借入金	1, 200
前 払 費 用	200	退職給付引当金	13, 500
Ⅱ 固 定 資 産	(89, 800)	負債の部合計	56, 000
1有形固定資産	(70, 600)	純 資 産 の 部	
建物	27, 000	I 株 主 資 本	(90,500)
備品	5, 600	1資 本 金	55, 000
土 地	38, 000	2資 本 剰 余 金	(20,000)
2無形固定資産	(800)	(1)資 本 準 備 金	15,000
商標権	200	(2)その他資本剰余金	5,000
特 許 権	600	3利益剰余金	(20, 500)
3投資その他の資産	(18, 400)	(1)利 益 準 備 金	5,000
投資有価証券	7, 300	(2)その他利益剰余金	(15, 500)
関係会社株式	3, 500	新 築 積 立 金	5, 500
長期貸付金	4,600	繰越利益剰余金	10,000
長 期 預 金	3,000	4自己株式	△ 5,000
Ⅲ 繰 延 資 産	(1,500)	Ⅱ 評価・換算差額等	(4,500)
開発費	1,500	1 その他有価証券評価差額金	4,000
		2 繰 延 ヘッ ジ 損 益	500
		Ⅲ株式引受権	(3,000)
		Ⅳ 新株予約権	(2,500)
		純資産の部合計	100, 500
資産の部合計	156, 500	負債及び純資産の部合計	156, 500

1 タイトル

まず、タイトル(貸借対照表)を記載したうえで、その次の行に①**会社名**、②**決算日の日付**、③**単位**の3つをそれぞれ記載する。

2 各区分の合計額の記載

各区分につき合計額を記載する。

- (1) 資産の部、負債の部、純資産の部の合計額は、各区分の末尾に別に1行を設けて 「資産の部合計」又は「資産合計」と記載する。また、負債の部と純資産の部の両者の合計 額も「負債及び純資産の部合計」又は「負債及び純資産合計」と記載する。
- (2) さらに細分化した各区分の合計額は、各区分名の横の金額欄にカッコ書で記載するのが慣行である。

3 その他の事項

- (1) %のフォームには勘定式と報告式の2つがある。会社計算規則ではいずれによるか明定されていないが、勘定式によるのが慣行である。
- (2) 各区分に記載する科目の名称及び配列順序については、ある程度の約束事や慣行があるが、これらについては次のテーマでとり上げる。

2-2 資産の部の表示科目

● 資産の部の表示科目

7	允 動	b §	登	隹		固	定	資	産		i	繰	延	資	産
現	金及	しび	預	金	(1)	有形	固定	資産			株	式	交	付	費
受	取	,	手	形		建				物	社	債	発	行	費
売		掛		金		車				両	創		立		費
有	価		証	券		備				品	開		業		費
商				品		±				地	開		発		費
貯		蔵		品		建	設	仮	勘	定					
前		渡		金	(2)	無形	固定	資産	Ē						
未		収		金		特		許		権					
立		替		金		借		地		権					
短	期	貸	付	金		商		標		権					
短期	固定資	産売	却受取	手形	(3)	投資	その	他の	資產	Ē					
						投	資 有	有価	証	券					
						関	係会	会 社	株	式					
						長	期	=	預	金					
						長	期	未	収	金					
						長	期	貸	付	金					
						長期	固定資	産売	11受取	手形					

1 資産の部の配列順序等のルール

(1) 流動資産

表示科目の配列は、おおむね前記の順序で行うのが慣行である。

なお、近年の本試験において配列順序が問われることは稀である(殆どの科目は答案用紙に印字されており、一部の科目だけが空欄になっていることが多い。)。

(2) 固定資産

表示科目の配列はおおむね前記の順序で行うのが慣行であるが、受験上は次のように考えておけばよい。

- ① 有形固定資産の配列順序が問われることは殆どないが、「建設仮勘定」を最後に、その 上に「土地」を表示することは覚えておこう。
- ② 無形固定資産については、こだわる必要はない。
- ③ 投資その他の資産については、**投資有価証券**と**関係会社株式**を先に表示することを覚えておけばよい。それ以下はこだわる必要はない。

(3) 繰延資産

表示科目の配列については、こだわる必要はない。

2-3 負債の部の表示科目

● 負債の部の表示科目

流動負債	固定負債
支 払 手 形	社 債
買 掛 金	長 期 借 入 金
短期借入金	退職給付引当金
1 年以内返済長期借入金	長 期 未 払 金
1 年以内償還社債	長 期 預 り 金
未 払 金	長期固定資産購入支払手形
未払法人税等	
未払消費税等	
前 受 金	
預り 金	
賞 与 引 当 金	
短期固定資産購入支払手形	

1 負債の部の配列順序等のルール

表示科目の配列は、おおむね前記の順序で行うのが慣行である。

なお、近年の本試験において配列順序が問われることは稀である(殆どの科目は答案用紙に印字されており、一部の科目だけが空欄になっていることが多い。)。

2-4 純資産の部の表示科目

● 純資産の部の表示

純資産の部	
I 株 主 資 本	$(\times \times \times)$
1 資 本 金	×××
2 資本剰余金	$(\times \times \times)$
(1) 資 本 準 備 金	×××
(2) その他資本剰余金	×××
3 利益剰余金	$(\times \times \times)$
(1) 利 益 準 備 金	×××
(2) その他利益剰余金	$(\times \times \times)$
○○積立金	×××
繰越利益剰余金	×××
4 自 己 株 式	$\triangle \times \times \times$
Ⅱ 評価・換算差額等	$(\times \times \times)$
1 その他有価証券評価差額金	×××
Ⅲ株式引受権	$(\times \times \times)$
Ⅳ 新株予約権	$(\times \times \times)$

2 その他利益剰余金の表示科目

I	頁	目		内	容
新多	を 積	立	金	固定資産の新築に伴う支出に備えた積立金	
役員退職慰労積立金		立金	役員の退職金に伴う支出に備えた積立金		
別並	金積	立	金	特定の目的のない積立金	
繰越	利益	剰余	金	その他利益剰余金のうち任意積立金以外の	もの

1 その他資本剰余金及びその他利益剰余金

(1) その他資本剰余金

資本金及び資本準備金の取崩によって生ずる剰余金や自己株式処分差益については、会社計算規則における計算書類等の体系の中にある株主資本等変動計算書があれば、当期の変動状況は把握できることなどから継続的にその他資本剰余金の残高を内容に応じて区別しておく必要性は乏しいため、基本的に、貸借対照表上、その他資本剰余金にて表示する。

(2) その他利益剰余金

その他利益剰余金のうち、任意積立金のように、株主総会又は取締役会の決議に基づき 設定される項目については、**その内容を示す科目**をもって表示し、それ以外については**繰越利益剰余金**にて表示する。

その他利益剰余金の配列順序はとくにない。ただし、**繰越利益剰余金**は**最後**に、別途積立金をその上に表示するのが慣行である。

2 繰越利益剰余金の計算

その他利益剰余金のうち、任意積立金のように、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目については、その内容を示す科目をもって表示し、それ以外については、繰越利益剰余金にて表示することとなる。

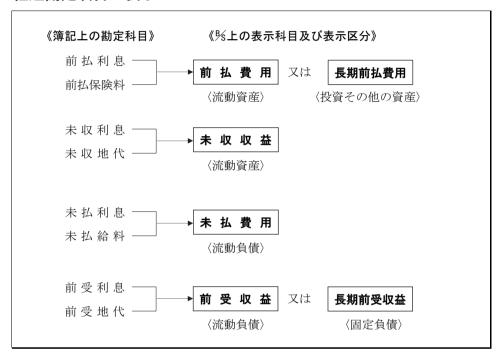
したがって、当期の繰越利益剰余金の増減は以下のようになる。

項目	金 額
期首繰越利益剰余金	25, 000
損益計算書の当期純利益	(+) 5,000
任意積立金の取崩し	(+) 3,000
剰余金の配当	(-) 4,000
任意積立金の積立て	(-) 2,000
期末繰越利益剰余金	27, 000

2-5 経過勘定項目

▶ ポイント整理…

● 経過勘定項目の表示



「未払金」と「未払費用」って何が違うの?

承払金と未払費用は、対価が未だ支払われていないという点において同じですが、 未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供され た役務に対していまだその対価の支払が終らないもの(利息、保険料、家賃など) とされている一方で、未払金は継続して役務の提供を受けることが契約で締結され ているものではありません(固定資産や有価証券などの購入代金の未払額等)。

1 経過勘定項目の表示

(1) 前払費用及び前受収益

前払費用及び前受収益については、1年基準が適用され、1年以内に費用又は収益となるものは「**前払費用**」又は「**前受収益**」として流動資産又は流動負債に表示する。

これに対し、1年を超えて費用又は収益となるものについては、「**長期前払費用**」又は「**長期前受収益**」として固定資産・投資その他の資産又は固定負債に表示される。

(2) 未収収益及び未払費用

未収収益及び未払費用については、科目の性質により期間に関係なく、常に流動資産又は流動負債に表示される。

一設 例

以下の修正仕訳を行いなさい。(当期×7年4月1日~×8年3月31日)

【資料】

×7年11月1日に、×10年10月30日を一括返済期日とする長期借入金の実行に当たって、 3年分の保証料1,440千円を支払ったが、仮払金として処理している。

解説(仕訳の単位:千円)

(保 証 料) 200 (仮 払 金) 1,440

(**前 払 費 用**) 480 (長 期 **前 払 費 用**) 760

<メ モ>

テーマ3 計算規則%の概要

	項 目 及 び 内 容	重要度
3 – 1	計算規則%のフォーム	
•	計規%のフォーム	☆
3 – 2	計算規則化の表示科目	
•	윘各区分の典型的な表示科目	☆
3 – 3	売上高の表示	
•	売上高の表示	☆☆
3 – 4	売上原価の表示	
0	細分した場合の表示方法	$\triangle \triangle$
0	仕入高の表示	☆☆

計算規則%のフォーム

| ポイント整理

計規別のフォーム

		摘		要	金	額
I	売	上	高			50, 000
п	売	上 原	価			25, 000
		売上総利益	(又はタ	売上総損失)		25, 000
ш	販売	売費及び一般	管理費			5, 000
		営業利益(又は営業	業損失)		20,000
IV	営	業外場	又 益			
	受	取 利	息		500	
	受	取 配 🗎	当 金		700	1, 200
V	営	業外	費 用			
	支	払 利	息		1, 200	
	社	債 利	息		200	1, 400
		経常利益(又は経常	常損失)		19, 800
VI	特	別利	益			
	固	定資産売	却 益		800	800
MI	特	別 損	失			
	固	定資産災害	損 失		2, 400	2, 400
		税引前当期	純利益	(又は税引前当期純損失)		18, 200
		法人税、住	民税及び	び事業税	7, 700	
		法人税等調	整額		△ 400	7, 300
		当期純利益	(又は)	当期純損失)		10, 900

1 タイトル等の記載

まず、タイトル(損益計算書)を記載したうえで、その次の行に①**会社名**、②事業年度 (期首から期末まで)、③単位の3つをそれぞれ記載する。

2 区分名及び利益名の記載

- (1) 売上高、売上原価等の各区分について、細分することが適当な場合には、適当な項目に 細分することができる。ただし、特別利益及び特別損失に属する項目は、細分することを 原則としている。
- (2) 利益の表示については、会社計算規則の規定上は、「○○利益金額」となっているが、 会計慣行をしん酌して、単に「○○利益」と表示すれば足りる。

3 金額の記載

各科目、各区分、各利益につき、以下のように金額を記載する。

- (1) 各科目の金額は、金額欄の左側に記載する。
- (2) 各科目の金額は、区分ごとに締め切り、各区分の金額を金額欄の右側に記載する。
- (3) 各利益の金額は、金額欄の右側に記載する。
- (4) 税引前当期純利益より下の部分の金額は、税効果会計を適用する場合を除き、原則的に金額欄の右側に記載する。

4 その他の事項

兇のフォームには勘定式と報告式の2つがある。会社計算規則ではいずれによるか明定されていないが、報告式によるのが慣行である。

3-2 計算規則%の表示科目

● 兄各区分の典型的な表示科目

販売費及び一般管理費	営 業 外 収 益	特別利益
給 料 手 当	受 取 利 息	固定資産売却益
役 員 報 酬	有価証券利息	投資有価証券売却益
株式報酬費用	受 取 配 当 金	
福利厚生費	有価証券売却益	
広 告 宣 伝 費	有価証券評価益	
見 本 品 費	投資不動産賃貸料	
旅費交通費	貸倒引当金戻入額	
通 信 費	雑 収 入	
水道光熱費	営 業 外 費 用	特 別 損 失
修繕費	支 払 利 息	固定資産売却損
支 払 保 険 料	社 債 利 息	固定資産災害損失
租 税 公 課	手 形 売 却 損	減損損失
不動産賃借料	株式交付費償却	投資有価証券売却損
商標権使用料	社債発行費償却	投資有価証券評価損
事務用消耗品費	創立費償却	役員退職慰労金
減価償却費	開業費償却	
特 許 権 償 却	貸倒引当金繰入額	
商標権償却	有価証券売却損	
開発費償却	有価証券評価損	
研究開発費	雑 損 失	
貸倒引当金繰入額		
賞与引当金繰入額		
役員賞与引当金繰入額		
退職給付費用		
雑費		

.....

1 配列順序等のルール

(1) 販売費及び一般管理費

表示科目の配列はおおむね前記の順序で行うのが慣行であるが、受験上はこだわらなくてよい。ただし、雑費は最後に表示すること。

(2) 営業外収益

表示科目の配列はおおむね前記の順序で行うのが慣行であるが、受験上はこだわらなくてよい。ただし、雑収入は最後に表示すること。

(3) 営業外費用

表示科目の配列はおおむね前記の順序で行うのが慣行であるが、受験上はこだわらなくてよい。ただし、雑損失は最後に表示すること。

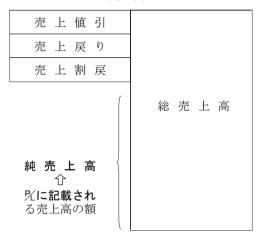
(4) 特別利益・特別損失

表示科目の配列順序はとくにないと考えてよい。

3-3 売上高の表示

● 売上高の表示

売上高%



-34-

1 売上高の表示

売上高は総売上高から売上値引、売上戻り、売上割戻を控除した純売上高で表示する。

売上値引	量目不足、品質不良、破損等の理由により売上代金から控除される
	額をいう。
売上戻り	量目不足、品質不良、破損等の理由により返品される額をいう。
売上割戻	一定期間に多額又は多量の取引をした得意先に対する売上代金の返
	戻額をいう。

なお、**売上割引**は総売上高から控除せず**営業外費用**の区分に表示する。



				残高試算表				(単位:千円)
売	上	値	引	2,000	売	上	高	400, 000
売	上	戻	ŋ	2,800				
売	上	割	戻	1, 200				
売	上	割	引	1,600				



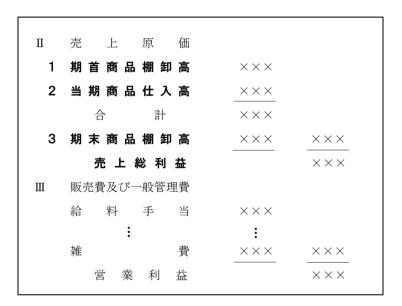
損益計算書

(単位:千円)

	摘				要	金	額
Ι	売		上		高		394,000
			:				
V	営	業	外	費	用		
	売	上		割	引	1,600	
			÷				

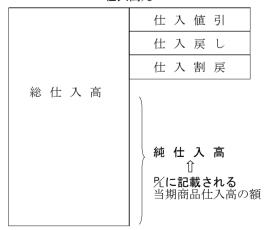
3-4 売上原価の表示

● 細分した場合の表示方法



2 仕入高の表示

仕入高%



.....

1 仕入高の表示

光当期商品仕入高は総仕入高から**仕入値引、仕入戻し、仕入割戻を控除した純仕入高**で表示する。

仕入値引	量目不足、品質不良、破損等の理由により仕入代金から控除される
	額をいう。
仕入戻し	量目不足、品質不良、破損等の理由により返品される額をいう。
仕入割戻	一定期間に多額又は多量の取引をした仕入先から受取る仕入代金の
	返戻額をいう。

なお、**仕入割引**は総仕入高から控除せず**営業外収益**の区分に表示する。



		残高詞	(単位:千円)	
商	品	15, 000	仕 入 値 引	1,000
仕	入	200,000	仕入戻し	1, 400
			仕 入 割 戻	600
			仕 入 割 引	300

なお、期末商品は17,000千円である。

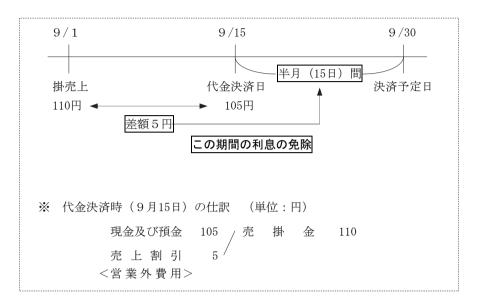


損益計算書	(単位:	千円)

		771 🗖	(1 = 114	
摘		要	金	額
	i i			
Ⅱ 売 .	上 原 価			
1 期首	商品棚卸高		15, 000	
2 当期 i	商品仕入高		197,000	
合	計		212, 000	
3 期末	商品棚卸高		17, 000	195, 000
	÷			
IV 営業	外 収 益			
仕 .	入 割 引		300	
	:			

②参考

割引とは、代金支払期目前の支払に対する、掛代金の一部免除額のことをいい、その期間に資金を調達した場合に要したであろう**利息の免除額**と考える。



通常、現金取引と掛取引とでは掛取引のほうが代金が高くなると考えられる。これは 掛取引の場合、売上や仕入の時点から代金の決済時までに一定の期間があるため、その期間 に対する利息が加算されるためである。

理論テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ P1~25

ァーマ 1 財務諸表論の全体構造 I

これから勉強を始める財務諸表論とはどのようなものなのかを学習していく。

財務諸表論の理論では、企業の外部利害関係者に対して企業の経営内容を報告することを目的とする会計(「外部報告目的会計」といわれる。)に関する領域を学習していく。この会計目的観をしっかりと認識しておくことが大切である。

また、企業会計の背後にある会計思考である静態論と動態論をみていく。この会計思考 は各時代における社会経済状況と関連して静態論から動態論へと変遷を遂げているが、そ れぞれの会計思考の特徴はどのようなものであるか、理解することが大切である。

企業会計は、外部の各種利害関係者に対して、企業内容を報告することを目的としているが、その各種利害関係者のうち、債権者保護を目的とした場合と投資者保護を目的とした場合では、それぞれの目的を達成するための会計思考が異なる。

債権者保護目的を達成するための会計思考を静態論(的会計思考)といい、投資者保護 目的を達成するための会計思考を動態論(的会計思考)という。

さらに、我が国における制度会計(会社法会計・金融商品取引法会計)の概要を把握する。

学習内容

テーマ1-1 財務会計

番号		学	習	内	容	重要度	
1	財務会計					С	

テーマ1-2 静態論・動態論

番号		学	習	内	容	重要度
1	静態論の特徴					С
2	動態論の特徴					В

テーマ1-3 制度会計の概要

番号		学	習	内	容	重要度
1	制度会計の概要					С

1-1 財務会計

1 財務会計

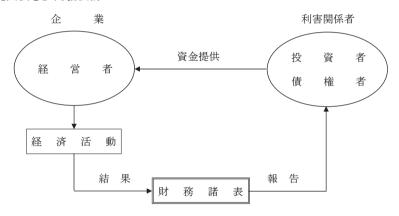
● 基本論点

1 内容

財務会計とは、企業の経済活動の内容とその結果を、企業の**外部利害関係者**に 報告するための会計をいう。

財務会計の機能には、主として情報提供機能と利害調整機能がある。

【図表①】財務会計



② 詳解

1 企業会計

企業会計とは、営利目的の企業を経済主体におき、その企業の経済活動の内容とその結果を、記録・測定・伝達する手続をいう。なお、企業は会社や組合などに分類されるが、財務諸表論では株式会社を前提に学習していく。

2 財務会計(外部報告目的会計)

企業会計をその会計情報の提出先の観点から分類すると財務会計と管理会計 に分類できる。

財務会計とは、企業の経済活動の内容とその結果を、企業の外部利害関係者 に報告するための会計をいい、外部報告目的会計とも呼ばれる。

企業が経済活動を行うには、資金が必要となる。そこで企業は、出資者(具体的には株主をさし、将来株主になるであろう人々など(将来株主)を含めて「投資者」という。)を募って資金を調達したり、また、銀行などの金融機関(借入による資金提供者のことを「債権者」といい、先の「投資者」と合わせて「利害関係者」という。)からの借入によって資金の調達をし、経済活動を行うこととなる。

逆に利害関係者は、資金を企業の経営者に提供し、その運用を委託する。しかし、利害関係者は直接企業の経済活動に携わるわけではないため、提供した資金が企業の経済活動にどのように利用され、どのような結果を生み出しているのかを直接知ることはできない。

このため、企業経営者には、利害関係者から委託された資金の運用の状況と その結果など、企業の状況に関する内容を報告することが求められることとな るのである。

企業経営者は、企業の財政状態や経営成績に関する内容を取りまとめ、利害 関係者に対して定期的に報告する必要があり、その報告の手段として用いら れるのが「財務諸表」なのである。

-3-

3 財務会計の機能

(1) 情報提供機能

情報提供機能とは、投資者の意思決定に有用な情報を提供する機能をいう。 株主、債権者等の外部利害関係者はそれぞれの立場で、それぞれの利害に 基づいて将来の行動に係る意思決定を行うこととなる。この場合に利害関係 者の注目する情報が、企業が作成・公表する財務諸表である。それゆえ、財 務会計は、企業の外部利害関係者の意思決定のための情報を提供する機能を 担っているといえるのである。

(2) 利害調整機能

利害調整機能とは、企業を巡る利害関係者の利害対立を解消又は調整する 機能をいう。

① 株主と経営者の利害対立

株式会社において、株主は自己の所有する財を経営者に委託する。したがって、株主は委託者であり、経営者は受託者である。その結果、受託者である経営者は委託された財(受託資本)に対する管理・運用の責任(受託責任)とその結果を財務諸表を通じて報告する責任(「説明責任」又は「会計責任」という。)を果たす必要があり、その役割を財務会計が担っているのである(経営者は株主に対して受託責任を果たさない可能性があり、株主と経営者の利害は対立しているといえる。)。

② 株主と債権者の利害対立

株主は企業の業績(利益の大小)を反映する配当金の額の大小及び株価の高低に関して企業と利害関係をもっており、債権者は融資した資金の返済能力及び利息支払能力に関して企業と利害関係をもっている。

このように、企業の外部には、さまざまな利害関係者がおり、かつ、それぞれの利害は必ずしも一致するものではないことから、彼らの利害を調整する役割を財務会計は担っているのである。

■ 財務会計の機能についてのその他の見解は?

★主と経営者間の利害調整機能(上記(2)①)のことを、「説明責任履行機能」と 捉える見解もあり、その場合は「説明責任履行機能」、「利害調整機能」及び「情報 提供機能」の3つが財務会計の機能ということになる。

【図表②】

説明責任履行機能	株主に対して説明責任を果たす機能	利害調	株主と経営者
利害調整機能	株主と債権者の利害を調整する機能	整機能	株主と債権者
情報提供機能	利害関係者に対して有用な情報を提供する機能	情	報 提 供 機 能

1-2 静態論・動態論

1 静態論の特徴

● 基本論点

1 会計の目的・計算の重点

静態論のもとでは、**債権者保護**のための企業の**債務弁済力**の算定・表示が会計の目的とされる。そのため、企業の**財産計算**が計算の重点とされる。

2 利益の計算

静態論のもとでは、財産法により利益が計算される。

財産法とは、**期首の純財産**(正味財産)と**期末の純財産**(正味財産)との**差額** として**利益を計算**する方法である。

【図表①】財産計算

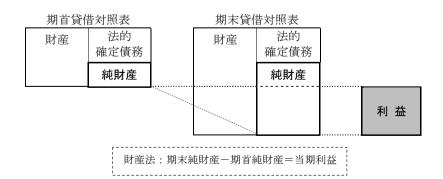
静的貸借対照表

法的確定債務

越 財 産

(正味財産)

【図表②】財産法



2 動態論の特徴

● 基本論点

1 会計の目的・計算の重点

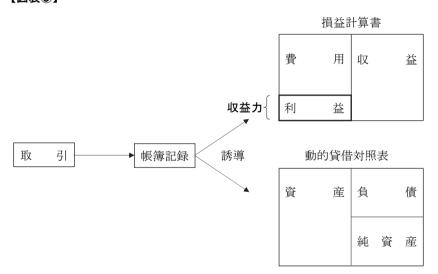
動態論のもとでは、**投資者保護**のための企業の**収益力**の算定・表示が会計の目的とされる。そのため、企業の**損益計算**が計算の重点とされる。

2 利益の計算

動態論のもとでは、損益法により利益が計算される。

損益法とは、複式簿記により企業資本運動を描写し、これに基づいて**収益**と 費用を把握し、その差額として利益を計算する方法である。

【図表③】



② 詳解

1 静態論の特徴

静態論的会計思考が広がった当時の企業は経済的な基盤が脆弱であったため、 継続企業を前提としつつも実際には、倒産が相次いでいる状況であった。当時の 主要な利害関係者は、企業に対する資金提供者である点で共通する株主及び債権 者であった(ただし、当時は証券市場が発達していないため、投資者は財務諸 表の受け手として重要性を帯びていない。)。

しかし、両者の資金提供の見返りとして取得する権利の内容には、大きな差がある。株主は株主総会における経営上の意思決定への参加や、配当金等を取得できる一方で、企業倒産時でも自己の出資額を限度とした有限責任で足りるのに対し、債権者は経営意思決定には参加できず、企業倒産時に元金が回収できない危険をも負担させられている。したがって、企業の倒産を前提とした場合には債権者保護の観点に立って企業の債務弁済力を、貸借対照表を通じて定期的に公開させることが必要であったのである。このような債権者保護のための債務弁済力の算定・表示に目的をおく会計思考を静態論と呼ぶ。

静態論においては、その目的観から、企業の債務弁済力の計算、すなわち、 財産計算が計算の重点とされていた。よって、静態論のもとでは、貸借対照表が 重視され、損益計算書は作成されていなかった。

ただし、静態論のもとでも、利益の計算は財産計算の影に隠れて副次的に行われていた。すなわち、貸借対照表により期首の純財産と期末の純財産を把握して、この純財産を時点比較することにより、利益の計算が行われていたのである。この利益の計算方法のことを財産法という。

このように静態論のもとでは、解散を前提として企業の活動を静的に捉え、貸借対照表の作成のみを行っていた。ここでの貸借対照表は静的貸借対照表と呼ばれている。この静的貸借対照表は、決算日において仮に企業が解散した場合における企業の財産有高を示すため、決算日における財産と債務の実地棚卸を行って、財産目録を作成し、これに基づいて作成されていた。この貸借対照表の作成方法を棚卸法という。そして、その貸借対照表の借方には個別的な財産価値をもつものを記載し、貸方には法的確定債務とそれらの差額として、企業の純財産を記載していたのである。

2 動態論の特徴

19世紀末から20世紀初頭にかけて、株式会社制度が定着してきたことに従い、これまでのような倒産を前提とする財産計算は次第に現実適合性を失ってきた。また、証券市場の発達による企業規模の拡大に伴って、投資者が財務諸表の受け手として重要性を帯びてきた。よって、彼らが投資意思決定を行う場合の資料と

して、企業の収益力に関する情報開示が必要となってきたのである。このような 投資者保護のための収益力の算定・表示を目的とする会計思考を動態論と呼ぶ。

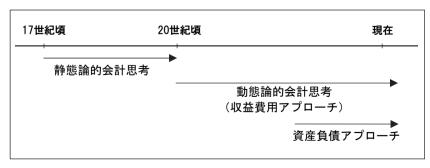
動態論においては、継続企業を前提とすることから、期中の企業の活動を資金 面から描写すべく、複式簿記という簿記システムを使って貸借対照表と損益計算 書の両方を作成している。ただし、投資者保護のための収益力の算定・表示を会 計の目的とするため、損益計算に重点がおかれていることから、それを直接行う ことができる損益計算書が重視され、貸借対照表は損益計算書に対して従たる地 位におかれているのである。

動態論における利益の計算については、貸借対照表と損益計算書の両面から行うことができる。ただし、貸借対照表による利益の計算方法である財産法は、あくまで純資産の時点比較を行うことにより利益を計算する方法であることから、利益の発生源泉を明らかにすることができない。よって、利益の発生源泉をも明らかにするため、損益計算書により利益の計算は行われている。この利益の計算方法を損益法という。

このように、動態論のもとでは、企業の活動を資金面から、複式簿記という簿 記システムを使って動的に捉えて、誘導法により財務諸表を作成している。ここ に誘導法とは、複式簿記による帳簿記録から、まず、収益・費用を誘導して損益 計算書を作成し、その後、残余項目である資産・負債・純資産を誘導して貸借対 照表を作成する方法をいう。

また、動態論のもとで作成される貸借対照表を動的貸借対照表という。この動 的貸借対照表においては、継続企業を前提とした損益計算を重視していることか ら、その借方には、資産として、個別的な財産価値をもつものだけではなく次期 以降の損益計算にも関連する経過勘定項目や繰延資産などの計算擬制的資産も計 上され、貸方には負債として、法的確定債務以外に経過勘定項目や負債性引当金 などの計算擬制的負債も計上されているのである。





1-3 制度会計の概要

1 制度会計の概要

● 基本論点

1 制度会計の概要

	会社法会計	金融商品取引法会計
## # O D #	主に株主と債権者との間の	国民経済の健全な発展及び投
制度の目的	利害関係の調整	資者の保護
規制の対象	すべての会社	上場会社等
人 到加州甘淮	会社法の計算規定及び会社計	一般に公正妥当と認められる
会計処理基準	算規則等	企業会計の基準
表示基準	会社計算規則等	財務諸表等規則

③ 詳解

1 制度会計の概要

財務会計は、企業の財務内容に関する情報を外部の利害関係者に報告することを目的とする会計であるが、その報告が適切に行われず、誤った財務諸表が公表されれば、利害関係者に多大な不利益を被らせる可能性がある。そこで、利害関係者を適切に保護し、企業の状況に関する判断を誤らせることがないようにするために、特定の外部報告に対して法律上の規制を設けて、強制力をもたせているのである。この法律や規則のもとに行われる会計を制度会計という。

(1) 会社法会計

① 制度の目的

会社法は、私法の一つとして、企業をめぐる個々の経済主体相互間の利害調整を目的として制定されている。したがって、財務会計のもつ利害調整機能、すなわち経営者・株主・債権者の間に存在する利害関係の調整は、主として会社法による財務会計を通じて遂行されることになる。

会社法の株主と債権者との間の利害関係の調整という制度の目的をそれぞれの利害関係者の立場から具体的には以下のように表現できる。

- (a) 債権者保護のための債務弁済力の保全
- (b) 株主保護のための受託資本の管理・運用状況の開示 上記(a) は最終的には、主に「分配可能額の算定」の規定に集約され、上記(b) は計算書類等の株主への開示の規定に集約されることになる。

② 規制の対象

会社法では「会社の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」と規定しており、また、会社について、「株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。」と規定していることから、規制の対象をすべての会社としている。

③ 会計処理基準及び表示基準

会社法会計では、「会社法第二編第五章計算等」及び「会社計算規則第二編会計帳簿」において、株式会社の会計処理を規定し、「会社計算規則第三編計算関係書類」において株式会社の計算における表示を規定している。

ただし、会社法は会社に関するすべての会計処理及び表示を規定している わけではなく、また、すべての会社を規制の対象としているため、規定して いる事項についても選択の幅を設けている。したがって、会社法では、「株 式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うもの とする。」と規定し、また、会社計算規則では、「この省令の用語の解釈及 び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準そ の他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。」と規定している。

(2) 金融商品取引法会計

金融商品取引法は、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、 有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑に するほか、資本市場の機能の十分な発揮による金融商品等の公正な価格形成等 を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的に 制定されたものである。

① 制度の目的

金融商品取引法は、私的利害の相互調整を超えた国民経済全体の発展や調和を目的とした公法である。

この目的を達成するため、金融商品取引法は有価証券等の発行市場と流通 市場のそれぞれについて、企業が投資者への情報提供のために作成・開示す べき書類を規定し、財務諸表をその主要な部分として位置付けている。した がって、証券市場等に対する情報提供機能は、主として金融商品取引法のも とで行われる財務会計を通じて遂行されることになる。金融商品取引法に基 づいて行われる企業の財務情報の公表制度はとくに、企業内容開示制度又は ディスクロージャー制度と呼ばれている。

金融商品取引法会計の「国民経済の健全な発展及び投資者の保護」という目的を達成すべく金融商品取引法では発行市場におけるディスクロージャー制度として有価証券届出書の提出、流通市場におけるディスクロージャー制度として有価証券報告書等の提出により投資者に情報提供すべきことを規定している。

② 規制の対象

金融商品取引法に基づく規制の対象は以下のとおりである。

- (a) 1 億円以上の株式・社債の募集又は売り出しを行い、又は行った会社
- (b) 金融商品取引所に株式を上場している会社 など したがって、規制の対象となるのは、主に上場会社等となる。

③ 会計処理基準及び表示基準

金融商品取引法会計のもとで要求されている財務諸表については、会計処理・表示において準拠すべき基準が定められている。すなわち、「企業会計原則」や「金融基準」などの一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に従って会計処理を行い、財務諸表の表示については財務諸表等規則と略称される内閣府令を遵守することになる。

テーマ 2 会計公準・会計原則

会計公準とは、企業会計が行われるための基本的前提をいう。

会計公準の内容には、(1)企業実体の公準、(2)継続企業の公準、(3)貨幣的評価の公準の3 つがある。

「企業会計原則」は、企業会計制度を改善統一し、国民経済の民主的で健全な発達に資することを目的として設定されたものである。また、「企業会計原則」は、企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものである。

この「企業会計原則」は、一般原則、損益計算書原則、貸借対照表原則の三部構成となっており、このうち一般原則は、損益計算書原則及び貸借対照表原則の上位にあって、会計全般にわたる基本となるべきものである。

なお、一般原則は、(1) 真実性の原則、(2) 正規の簿記の原則、(3) 資本・利益区別の原則、(4) 明瞭性の原則、(5) 継続性の原則、(6) 保守主義の原則及び(7) 単一性の原則の7つから構成されている。

学習内容

テーマ2-1 会計公準

番号		学	習	内	容	重要度
1	会計公準					С

テーマ2-2 企業会計原則

番号	学 習 内 容	重要度
1	真実性の原則	В
2	正規の簿記の原則	В
3	資本・利益区別の原則	А
4	明瞭性の原則	В
5	継続性の原則	А
6	保守主義の原則	В
7	単一性の原則	С
8	重要性の原則	В

2-1 会計公準

1 会計公準

基本論点

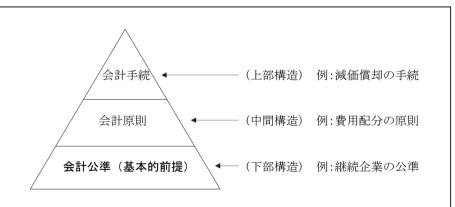
1 定義

会計公準とは、企業会計が行われるための基本的前提をいう。

2 内容

- (1) 企業実体の公準
- (2) 継続企業の公準
- (3) 貨幣的評価の公準

【図表①】



例えば、固定資産の会計処理として、定額法・定率法等による減価償却手続きがあるが、 このような手続きが行われるのは、費用配分の原則という会計上の原則による。ところが、 この原則が是認されるためには、企業が継続するという基本的前提がなければならない。 このような基本的前提が会計公準と呼ばれる。

③ 詳解

1 会計公準の定義

会計公準とは、企業会計が行われるための基本的前提をいう。ここに、基本的 前提とは、会計諸原則の理論的基礎となることを意味する。

2 内容

会計公準の捉え方には様々なものがあるが、最も一般的な会計公準は、以下に 掲げる「ギルマンの三公準」である。

(1) 企業実体の公準

この公準は、会計が行われる範囲を企業に限定する前提である。すなわちこの公準は、企業が出資者から独立して、企業に関するものだけを記録・計算する前提である。

(2) 継続企業の公準

継続企業の公準とは、企業が半永久的に継続して事業を営むものとする前提である。現実には中途で倒産又は解散する企業も現れるが、一般的には企業は倒産又は解散を予定しているわけではない。従って、事業の存続期間が有限であるという確証がない限り、事業活動がそのまま継続されていくという前提を置くことは、会計原則の形成のために有効な基盤を提供することとなる。

このため企業会計は、企業が倒産や解散を予定せず、常に継続的に事業活動 を営むものと仮定しているため、その計算は企業の全存続期間を人為的に定め た一定の会計期間に区切って行う必要がある。なお、このような期間損益計算 が行われるという前提を会計期間の公準(派生的公準)という。

(3) 貨幣的評価の公準

この公準は、会計行為、すなわち、記録、測定及び伝達のすべてが貨幣額に よって行われる前提である。

これは、現代が貨幣経済であり、財貨を測定する尺度として貨幣が用いられている。よって、貨幣を共通の尺度として用いれば、企業に属する種々雑多な財貨を統一的に記録、測定、伝達することが可能となる。

一継続企業の前提に疑義が生じた場合は?

→ 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準は継続企業を前提として作成されているが、そのような企業会計の基準に準拠して作成された財務諸表が企業の将来の事業活動の継続を保証するわけではない。そこで、企業の将来の事業活動の継続に関するリスクの存在を開示するため、企業が将来にわたって事業を継続するとの前提(継続企業の前提)に関する注記を行うことが必要とされる。このような注記を「継続企業の前提に関する注記」という。

2-2 企業会計原則

1 真実性の原則

● 基本論点

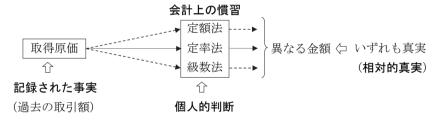
1 要請内容(一般原則一)

企業会計は、企業の**財政状態**及び**経営成績**に関して、**真実な報告**を提供するものでなければならない。

2 「真実」の意味

真実性の原則における真実とは、絶対的真実性ではなく、相対的真実性を意味する。なぜなら、今日の財務諸表は、「記録された事実と会計上の慣習と個人的判断の総合的表現」であるためである。

【図表①】真実の意味



③ 詳解

1 真実性の原則

(1) 要請内容

真実性の原則は、他の一般原則の上位に位置する最高規範として位置付けられているものであり、真実な報告を行うために、この原則(真実性の原則)以下の他の一般原則並びに下位原則である損益計算書原則及び貸借対照表原則を遵守することを要請している。

なぜなら、真実性の原則以下の他の一般原則並びに下位原則である損益計算書原則及び貸借対照表原則を遵守することにより、利害関係者に対し、企業の財政状態及び経営成績に関する真実な報告を提供することが可能となるからである。

(2) 「真実」の意味

真実性の原則における「真実」とは、唯一・絶対的な真実ではなく、相対 的真実をあらわしている。

① 記録された事実

今日の財務諸表に記録される資産、負債、純資産、収益及び費用の額は、 すべて記録された過去の取引額を基礎として測定されたものである。これ は、今日の財務諸表が、たとえば、資産は取得原価に基づいて評価されて いるように、過去の事実をあらわしていることを意味する。

② 会計上の慣習

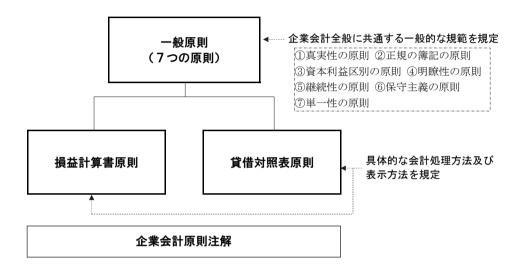
今日の財務諸表は、会計実務上、慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められた会計処理の原則及び手続によって作成されるということである。ところが、この会計処理の原則及び手続については、例えば減価償却における定額法、定率法及び級数法などのように、1つの会計事実に2つ以上の方法が認められている場合に、どの方法を用いるかによって、財務諸表に記載される金額が異なってくる。しかし、用いた方法が一般に公正妥当と認められたものである限り、これによって作成される財務諸表は、いずれも真実なものとして取り扱われるのである。

③ 個人的判断

今日の財務諸表が個人的判断によって作成されるということは、それが 継続企業を前提としたものであるため、経営者の将来に対する予測という 主観的な判断が必然的に入りこまざるを得ないということである。これは、 今日の財務諸表が、主観的な真実をあらわしていることを意味している。

Q 企業会計原則の構成は?

なお、「企業会計原則注解」は、企業会計原則の中の重要な項目について、その意義、適用の範囲等に関し、解釈上疑義がある点が少なからずあることから、これらの解釈を明らかにするために公表されたものである。



〈メ モ**〉**

2 正規の簿記の原則

● 基本論点

1 要請内容(一般原則二)

企業会計は、**すべての取引**につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 正確な会計帳簿の要件

正確な会計帳簿とは、網羅性と検証性と秩序性の3つの要件を満たす会計帳簿をいう。

③ 詳解

1 要請内容

「企業会計原則」の規定から、正規の簿記の原則は、記録・表示といった会計の形式面のみならず、認識・測定といった会計の実質面(会計処理)にも関する原則であることが分かる。

以上のことから、正規の簿記の原則は具体的に次の3つの内容を要請している と解することができる。

- (1) 適正な会計処理
- (2) 正確な会計帳簿の作成
- (3) 誘導法による財務諸表の作成

なお、誘導法とは複式簿記による継続的な帳簿記録から各項目を誘導することによって財務諸表を作成する方法をいう。つまり、損益計算書は、帳簿記録から 当期の収益及び費用項目を誘導することにより作成され、また、貸借対照表は、 帳簿記録から資産、負債及び純資産項目を誘導することにより作成されるのであ る。

【図表①】具体的要請内容

適正な会計処理 正確な会計帳簿の作成

2 正確な会計帳簿の要件

(1) 網羅性

網羅性とは会計帳簿に記録すべき事実はすべて正しく記録されていることをいう。

(2) 検証性

検証性とは記録はすべて客観的に証明可能な証拠資料に基づいていることを いう。

(3) 秩序性

秩序性とはすべての記録が、一定の法則に従って組織的・体系的に秩序正し く行われていることをいう。

3 資本・利益区別の原則

意本論点

1 要請内容(一般原則三)

資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同し てはならない。

2 資本・利益区別の原則の2つの側面

資本・利益区別の原則には、下記の2つの内容がある。

(1) 資本取引・損益取引区別の原則

期首の自己資本そのものの増減と自己資本の利用による増減とを明確に区別 することを要請している。

(2) 資本剰余金・利益剰余金区別の原則

期末自己資本内部において、資本取引から生じた資本剰余金と損益取引から生 じた利益剰余金とを明確に区別することを要請している。

3 必要性

(1) 資本取引・損益取引区別の原則

適正な期間損益計算を行うためには、資本の増減と損益の増減とを明確に区 別することが必要となるのである。

(2) 資本剰余金・利益剰余金区別の原則

企業の財政状態及び経営成績の適正な開示を行うためには、維持拘束性を特 質とする資本剰余金と処分可能性を特質とする利益剰余金を厳密に区別するこ とが必要となるのである。

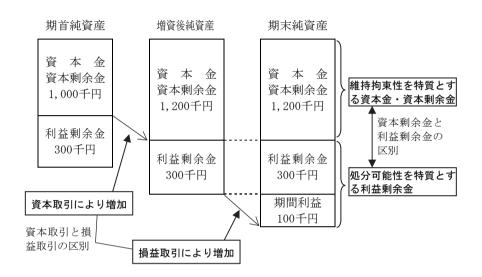
関連規定

注解」注2

「企業会計原則! 資本剰余金は、資本取引から生じた剰余金であり、利益剰余金は損益取引から生じた剰 余金、すなわち**利益の留保額**であるから、両者が混同されると、企業の**財政状態**及び**経営** 成績が適正に示されないことになる。従って、例えば、新株発行による株式払込剰余金か ら新株発行費用を控除することは許されない。

【図表①】

- (1) 期首時点における純資産は、資本金及び資本剰余金1,000千円、利益剰余 金300千円である。
- (2) 期中に、新株を発行して資本金を200千円増加させた(増資)。
- (3) 当期の損益計算書上の当期純利益は100千円である。



Q 資本取引及び損益取引とは?

⚠ (1) 資本取引

資本取引とは、資本の増加、減少を生じさせる取引をいう。

(2) 損益取引

損益取引とは、資本を利用することにより、収益・費用を生じさせる取引 をいう。

③ 詳解

1 資本・利益区別の原則の概要

企業会計において、純資産会計の最も重要な課題は、期末株主資本の内部で「元本としての資本」と、それ以外の「果実としての利益(留保利益)」とを区別することにある。これを会計理論上は「資本と利益の区別」という。

資本・利益区別の原則は、資本と利益の峻別を要請するものである。資本と利益の区別に関しては種々の見解がみられるが、資本概念をどのように捉えるかが重要となる。今日の企業会計の目的は、投資者保護の観点から、適正な期間損益計算を行うことにあり、また、企業の財政状態及び経営成績の適正な開示を行うことにある。従って、資本概念についても、その適正な期間損益計算という観点からどのように捉えるのか、また、企業の財政状態及び経営成績の適正な開示という観点からどのように捉えるのか、という視点で資本と利益をどのように区別するかを捉えることとなる。なお、資本・利益区別の原則の内容については、貸借対照表の純資産の部・株主資本を前提にみていくこととする。

2 資本・利益区別の原則の要請内容

資本・利益区別の原則は、究極的には資本と利益を峻別することを要請するものであるが、この原則には資本の捉え方により2つの側面がある。

(1) 資本取引・損益取引区別の原則

この原則における資本概念は、期首自己資本を意味する。期首自己資本その ものの増減分と自己資本の利用の結果生ずる自己資本増殖分(利益)とを明確 に区別することが要請される。

(2) 資本剰余金・利益剰余金区別の原則

この原則における資本概念は、企業内に維持拘束すべき期末自己資本内部における拠出資本を意味する。つまり、期末自己資本内部において、拠出資本をあらわす資本金・資本剰余金以外に、過去における稼得資本のうち企業内部に留保された利益剰余金が含まれているが、その両者の特質は全く異なっている。つまり、資本金・資本剰余金は維持拘束性を特質とするものであり、利益剰余金は処分可能性を特質とするものである。従って、期末自己資本内部における資本(拠出資本)と利益(稼得資本)の構成を明確に区別することが要請されるのである。

【図表②】

資本取引・損益取引区別の原則



資本剰余金・利益剰余金区別の原則

- (1) 資本取引・損益取引区別の原則における資本概念 ⇒ **期首自己資本** (期首株主資本)
- (2) 資本剰余金・利益剰余金区別の原則における資本概念 ⇒ **拠出資本** (払込資本)

3 資本・利益区別の原則の必要性

(1) 資本取引と損益取引の区別

資本取引とは期首の自己資本そのものの増減変動に関する取引、すなわち拠 出資本と留保利益それ自体を直接増減させる取引をいう。また、損益取引とは 自己資本の利用による増減取引、すなわち収益・費用を生ぜしめる取引をいう。

ところで、会計にとって適正な期間利益を算定することは非常に重要な意味を持つが、この期間利益は、期間収益と期間費用の差額として算定される。言い換えるならば、期中の損益取引を記録した結果、期間利益が算定されるのである。

つまり、資本取引と損益取引を区別しなければならないのは、もしそれがなされないと、企業の期間利益が過大又は過小に算定されることとなり、そのような会計情報は利害関係者の意思決定を害することになるからである。

(2) 資本剰余金と利益剰余金の区別

資本剰余金と利益剰余金の区別は、期末自己資本内部の区別であり、維持拘束性を特質とする資本と処分可能性を特質とする利益とに区別することを要請するものである。ここでの資本は拠出資本に限定されるのに対して、利益は期間利益だけではなく過去の損益取引を源泉とした留保利益も含むこととなる。すなわち、資本剰余金は、拠出資本の直接的な増減変動による資本取引を源泉とする剰余金であり、利益剰余金は、期間利益と留保利益の増減変動による損益取引を源泉とする剰余金である。この特質の異なる両者が混同されると資本の侵食や利益の隠匿を招き、企業の財政状態及び経営成績が歪められることとなる。それゆえ、企業の財政状態及び経営成績を適正に示すために資本剰余金と利益剰余金の区別が必要となるのである。

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ 問題1~2

問題 1 計算書類等(1)

総合

<解答P1>

- 💇 70分 -

G・T株式会社(以下、「当社」という)の第21期(×21年11月1日から×22年10月31日)の残高 試算表[資料1]及び参考資料[資料2]は次のとおりである。これらの資料と次の解答留意事項に 基づき、以下の各間に答えなさい。

- 問1 「会社法」及び「会社計算規則」に準拠した貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(いずれも一部記載済)を作成しなさい。
- 問2 「会社計算規則」に基づき、個別注記表に記載すべき注記のうち、重要な会計方針に係る事項 に関する注記(変更に関するものは除く)、貸借対照表等に関する注記及び損益計算書に関する 注記(いずれも一部記載済)を記載しなさい。

解答留意事項

- (1) 会計処理及び表示方法については、特に指示のない限り原則的な方法によることとし、金額の重要性は考慮しないものとする。また、計算の過程で生じた千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (2) 日数の計算は便宜上すべて月割計算で行うものとする。
- (3) 消費税等の会計処理は税抜方式で処理され、すべて完了しているものとし、決算整理事項の処理においても消費税等については考慮する必要はない。
- (4) 当社は前期以前から税効果会計を採用しており、法定実効税率は前期・当期ともに40%である。
- (5) 関係会社に対する金銭債権債務は科目別注記方式による。
- (6) 事業税に係る外形標準課税については考慮する必要はないものとする。

-1-

[資料1] 残高試算表

残 高 試 算 表

(単位:千円)

勘定科目	金額	勘定科目	金 額
現金及び預金	283, 200	当 座 借 越	1, 400
受 取 手 形	810,000	支 払 手 形	625, 000
売 掛 金	727, 000	買 掛 金	456, 000
有 価 証 券	572,000	借 入 金	463, 500
商品	321,000	未払消費税等	66, 000
貸 付 金	228, 000	退職給付引当金	67, 100
繰延税金資産	31, 200	仮 受 金	80, 800
仮 払 金	40,000	減価償却累計額	357, 700
建物	838,000	資 本 金	854, 000
備品	187, 700	資本準備金	76, 000
土 地	158, 800	利益準備金	124, 000
のれん	44, 000	新築積立金	150, 000
借 地 権	93, 225	繰越利益剰余金	494, 200
仕 入	1,600,000	売 上	3, 226, 600
販売費及び一般管理費	1, 054, 875	受 取 利 息	11,000
支 払 利 息	21,000	受 取 配 当 金	13, 000
雑 損 失	11,000	雑 収 入	3, 000
固定資産売却損	3, 300		
法 人 税 等	45, 000		
合 計	7, 069, 300	合 計	7, 069, 300

[資料2] 参考資料

1 現金及び預金のうちには、次のものが含まれている。

(1) 得意先乙社から受取った振出日が×22年11月12日の小切手

25,000千円

(2) 当期に購入したF. P社の社債

21,000千円

売買目的で保有しており、期末時価は22,000千円である。

(3) 満期日が×23年11月20日の定期預金

85,000千円

(4) 郵便切手の未使用分

3,000千円

2 受取手形及び売掛金のうちには、次のものが含まれている。

(1) F・Ζ株式会社に対する受取手形

176,000千円

(2) 期中に割引に付した手形

40,000千円

当社は期中に手形の割引を行った際に、銀行から受取った割引料控除後の手取額38,800千円を 仮受金として処理したのみであるため適切な処理に改める。なお、保証債務を計上する必要はな いものとする。また、当該割引に付した手形はすべて期中に決済されている。

(3) 得意先丙社に対する受取手形及び売掛金

110,000千円

丙社は、同社の得意先である丁社が不渡りを出したことにより当期において急激に資金繰りが 悪化したため、経営再建を断念し民事再生法の申請手続を行った。なお、丙社に対する受取手形 は60,000千円、売掛金は50,000千円であり、当該債権の回収には長期間を要する見込みである。

3 有価証券の内訳は次のとおりである。なお、有価証券については、「金融商品に関する会計基準」 に基づき処理を行っており、その他有価証券の評価差額に係る処理は税効果会計を適用の上、全部 純資産直入法によることとする。なお、以下の銘柄について当社は売買目的有価証券を保有してい ない。

	銘	柄		帳簿価額	時	価	備考
自	己	株	式	60,000千円	21, 0	000千円	(注1)
R 杉	式会	社社	上債	25,000千円	26, 0	000千円	(注2)
F •	Z 株式	会社	株式	185,000千円			(注3)
Ν •	S株式	会社	株式	200,000千円	98, 0	000千円	(注4)
F •	J 株式	会社	株式	26,000千円	25, 5	500千円	(注5)
v •	G株式	会社	社債	76,000千円	77, 0	000千円	(注6)

- (注1) すべて当期中に取得したものである。このうち40,000千円を42,000千円で処分したが、受取った対価を仮受金として処理しているのみであるため適正な処理に改める。なお上記表中の時価は当期末における手許保有分に係る金額である。
- (注2) 償還期日は×23年3月31日である。当該債券は、その他有価証券に区分する。
- (注3) 当社はF・Z株式会社の議決権の65%を所有している。
- (注4) 当期末時価が著しく下落しており回復する見込みは無い。当該株式は取引上の関係から長期間保有しているものであり、当社はN・S株式会社の議決権の1%を所有している。
- (注 5) 当該株式は、長期投資目的として保有するものであり、当社はF・J株式会社の議決権の0.8% を所有している。
- (注6) 償還期日は×24年10月31日であり、満期まで所有する意図をもって保有するものである。
- 4 期末商品帳簿棚卸高は280,000千円、実地棚卸高は250,000千円であり、帳簿棚卸高と実地棚卸高との差額は減耗であり売上原価として処理する。なお、残高試算表の商品は前期末残高である。また、商品については先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)により評価している。

- 5 残高試算表の法人税等は、法人税、住民税及び事業税の中間納付額を計上したものである。
- 6 貸付金の内訳は次のとおりである。

貸 付 先	金 額	貸 付 日	返 済 日
甲社に対するもの	167,000千円	×22年6月10日	×22年11月10日
当社の取締役に対するもの	32,000千円	×21年10月10日	×22年12月10日
得意先乙社に対するもの	29,000千円	×21年2月10日	×24年3月10日

- 7 有形固定資産に関する資料は次のとおりであり、減価償却計算が未了である。
 - (1) 有形固定資産はすべて定額法(残存価額は新規取得資産も含めて取得原価の10%)により減価 償却を行っており、償却率は建物が0.040、備品が0.200である。
 - (2) 建物のうち150,000千円は×22年3月31日に完成・引渡しを受けたものであり、翌月から事業の用に供している。なお、残高試算表の新築積立金は全額当該建物の取得資金留保のために積立てていたものであるため、全額取崩し繰越利益剰余金に繰り戻すこととする。
 - (3) 備品20,000千円 (期首減価償却累計額5,700千円) を、×22年6月15日に13,000千円で売却したが、売却代金と期首帳簿価額との差額を固定資産売却損として計上している。
 - (4) ×22年10月18日にF・Z株式会社に対して、土地(帳簿価額45,000千円)を売却した。会計処理は適正に行われており、当該売却により生じた売却損2,000千円を固定資産売却損として計上している。
- 8 のれんは前期首に取得したものであり、効果の及ぶ期間である5年間で定額法により償却している。
- 9 ×22年8月6日に、かねてより出願中であった特許を取得した。この取得に当たって支払った出願費用10,000千円、登録免許税3,000千円、弁理士報酬7,000千円が仮払金に計上されている。なお、特許権は8年で定額法により償却する。
- 10 支払手形のうちには、有価証券の購入のために振出したものが46,000千円(手形決済日は翌期中) ある。
- 11 買掛金のうちには、土地の購入による代金未払額55,000千円(決済日は翌期中)が含まれている。
- 12 借入金の内訳は次のとおりである。

借入先	金 額	借入日	返 済 日	備考
A銀行	277, 200千円	×22年4月1日	×29年3月31日	(注)
B銀行	177,400千円	×21年10月1日	×23年11月30日	
C銀行	8,900千円	×21年11月1日	×23年10月31日	

(注)毎月末均等額返済の約定であり、返済は滞りなく行われている。

- 13 引当金に関する資料は次のとおりである。
 - (1) 貸 倒 引 当 金 …… ① 一般債権

受取手形(F・Z株式会社及び丙社に対するものを除く)、売掛金 (丙社に対するものを除く)及び貸付金は貸倒実績率法により、過去 の貸倒実績率に基づき期末残高の2%を計上する。

② 破産更生債権等

丙社に対する金銭債権は、財務内容評価法により、保証による回収 見込額70,000千円を控除した残額の全額を計上する。

- (2) 修繕引当金……13,000千円計上する。
- (3) 退職給付引当金 …… 当社は以前から「退職給付に関する会計基準」を採用している。期首 の実際退職給付債務は118,000千円、期首の年金資産公正評価額は 50,000千円、期首の未認識数理計算上の差異900千円(全額前期に発生したもので、損失項目である)、当期の勤務費用は1,600千円、割引率は 2%、長期期待運用収益率は1.5%である。期中に年金基金に拠出した 掛金600千円は拠出時に販売費及び一般管理費として処理している。 な お、退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、期末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。数理計算上の差異は 発生の翌年度から定額法(期間10年)により費用処理している。
- 14 支払利息の見越分が2,100千円、受取利息の繰延分が1,200千円ある。
- 15 期中に繰越利益剰余金を財源とした剰余金の配当20,000千円を実施しているが、当社は支出額を 仮払金として処理したのみであり、準備金の積立の処理が未処理となっている。なお、剰余金の配 当が効力を生じる日における資本金及び準備金の額は、残高試算表の資本金及び準備金の額と同額 であった。
- 16 当期に負担する税額は次のとおりである。
 - (1) 法人税及び住民税額

60,800千円

(2) 事業税額

20,200千円

- 17 税効果会計に関する事項は次のとおりである。
 - (1) 「その他有価証券」の評価差額を除く前期末及び当期末の一時差異は次のとおりである。

区	分	前期末	当期末
将来減算一時差異		78,000千円	94,000千円

- (2) 繰延税金資産の回収可能性に問題はないものとする。
- (3) 残高試算表に記載されている繰延税金資産の額は前期末残高に係るものである。

問題2 計算書類等(2)

<u></u>総合

<解答P18>

【設問1】

多摩商事株式会社(以下「当社」という。)の第49期(自×21年12月1日 至×22年11月30日)に 係る【資料1】残高試算表と【資料2】決算整理未済事項及び参考資料は、下記のとおりである。

これらの資料に基づき、会社計算規則に準拠した貸借対照表及び損益計算書(ともに一部記載済) を作成し、貸借対照表等に関する注記を答案用紙の所定の箇所に記入しなさい。

〔解答留意事項〕

- (1) 会計処理の原則及び手続並びに表示の方法については、特に指示がない限り原則的な方法によることとし、金額の重要性は考慮しないものとする。
- (2) 関係会社に対する金銭債権・債務は独立科目表示すること。
- (3) 金融商品については「金融商品に関する会計基準」に基づき処理を行うこと。なお、その他有価証券の評価差額は税効果会計を適用の上、全部純資産直入法により処理することとする。
- (4) 外貨建取引については「外貨建取引等会計処理基準」に基づき処理を行うこと。なお、決算日における直物為替相場は1ドル110円である。
- (5) 新株発行を行った場合の資本金に組入れる額は、会社法の規定に基づく最低限度額とすることとする。
- (6) 金額の計算において千円未満の端数が生じた場合は、切捨てることとする。

[資料1] 残高試算表

残 高 試 算 表

×22年11月30日

(単位:千円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
現 金 預 金	221, 400	支 払 手 形	300, 350
受 取 手 形	504, 000	買掛金	349, 020
売 掛 金	636, 700	借 入 金	194, 000
有 価 証 券	124, 600	未 払 金	85, 750
商品	63, 000	仮 受 金	41, 750
貯 蔵 品	3, 100	貸 倒 引 当 金	13, 007
繰延税金資産	146, 320	減価償却累計額	443, 880
貸 付 金	28, 000	社 債	120, 000
仮 払 金	67, 200	退職給付引当金	290, 500
建物	544, 000	役員退職慰労引当金	35, 000
車 両 運 搬 具	182, 000	資 本 金	802, 800
器具備品	76, 800	資本準備金	178, 200
土 地	705, 980	利 益 準 備 金	52, 500
商標権	17, 400	新築積立金	62, 800
借地権	224, 530	別途積立金	216, 000
株式交付費	2,000	繰越利益剰余金	440
仕 入	2, 935, 000	売 上	4, 216, 350
給 料 手 当	431, 250	受 取 利 息	5, 020
減価償却費	49, 140	受 取 配 当 金	4, 223
租 税 公 課	17, 700	有価証券利息	1, 500
事務用消耗品費	12, 500	為替差益	10, 150
貸 倒 損 失	4, 150	仕 入 値 引	8, 600
その他の販売費	412, 520		
支 払 利 息	5, 450		
社 債 利 息	2, 100		
役員退職慰労金	15, 000		
合 計	7, 431, 840	合 計	7, 431, 840

[資料2]決算整理未済事項及び参考資料

- 1 現金預金の内訳は次のとおりである。
 - (1) 現金出納帳残高 78,900千円

期末における現金実際有高は78,500千円である。現金出納帳残高と現金実際有高との差異は、その原因を調査したところ、期末における買掛代金の支払い600千円及び売掛代金の受取りについての帳簿記入が未済であることにより生じたことが判明した。

(2) 大塚銀行当座預金残高 109,000千円

(3) 平安銀行当座預金借越残高 1,500千円(現金預金勘定に貸記されている。)

(4) 平安銀行定期預金 35,000千円 (満期日:×25年11月30日)

2 受取手形及び売掛金に関する資料は次のとおりである。

当該定期預金は当座借越契約の担保に供している。

耶	文 引	先	受	取	手	形	売	掛	金	備	考
横	浜	社		124	4, 300	千円		136, 20	00千円	-	_
福	英	社		51	, 300	千円		109, 30	00千円	-	
Ш	崎	社		26	500	千円		65, 00	00千円	(注	1)
そ	の	他		301	, 900	千円		326, 20	00千円	(注	2)
	合	計		504	, 000	千円		636, 70	00千円	_	_

- (注1)取引先川崎社は債務超過に陥り、当期中に民事再生法の規定による再生手続きの開始決定を受けている。同社に対しては、受取手形及び売掛金の他に、買掛金21,500千円があり、債権の回収には長期間を要する見込みである。同社に対する債権債務については、相殺後の残額を「破産更生債権等」として表示する。なお、当社は川崎社の親会社より42,000千円の債務保証を取付けている。
- (注2)「その他」の取引先に対する売掛金のうちには、**[資料2]** 1. (1)の期末に決済されたもの及び海外の取引先MS社に対するもの1,300千ドル(決済期日:×24年1月31日)が含まれており、MS社に対する売掛金は取引発生時の為替相場(1ドル120円)により換算している。
- 3 貸倒損失の内訳は、前期発生売掛金の当期貸倒高2,450千円と、当期発生貸付金の当期貸倒高1,700 千円である。

また、前期に貸倒処理していた売掛金の一部が当期に回収されたが、当社はその際に次の仕訳を 行っている。当該回収に係る損益は営業外収益の区分に表示する。

(借方) 現 金 預 金 1,700千円 (貸方) 売 掛 金 1,700千円

4 有価証券に関する資料は次のとおりである。

á	詺	柄	4	r F	帳 簿 価 額	時 価	備考
足	立	社	株	式	12,500千円	11,000千円	(注1)
横	浜	社	株	式	54,520千円	56,000千円	(注2)
新	宿	社	社	債	5,500千円	5,600千円	(注3)
N	Y	社	株	式	7,700千円	8,800千円	(注1)
南	社	:	株	式	4,800千円		(注4)
L	A	社	社	債	29,580千円	32,450千円	(注5)
横	浜	社	社	債	10,000千円	10,200千円	(注6)

- (注1) 売買目的有価証券に該当する。
- (注2) 当社は横浜社の議決権の22%を有している。
- (注3) その他有価証券に該当する。当該社債の償還期日は×23年4月30日である。
- (注4) 当社は南社の議決権の25%を有している。南社は近年業績が著しく悪化しており、実質価額は著しく低下し2,000千円となっているため、減損処理を行うこととする。
- (注5) その他有価証券に該当する。当該社債の償還期日は×26年11月30日である。
- (注6) 満期保有目的の債券に該当する。当該社債の償還期日は×24年11月30日である。
- 5 期末商品帳簿棚卸高は63,690千円、実地棚卸高は62,400千円であり、差額は商品管理上不可避的 に生じる減耗である。また、実地棚卸高のうち5,000千円は品質低下が生じており、その正味売却 価額は1,500千円と算定されている。なお、減耗損及び評価損については、売上原価の算定上考慮 するものとする。
- 6 貸付金の内訳は次のとおりである。
 - (1) 役員石原氏に対する住宅資金貸付残高 18,000千円 ×18年12月1日に貸付けたもので、元本の返済は6年後(×24年11月30日)に一括して受取る 契約を結んでいる。また、利息については適正に処理済みである。
 - (2) 清水社に対する運転資金貸付残高 10,000千円

×18年12月1日に貸付けたもので、当初、元本の返済は5年後(×23年11月30日)に一括返済、 利息については年利3%で計算し、×19年11月30日より毎年11月30日に一括して1年分を受取る 契約を結んでいた。

しかし、清水社は当期に入り財政状態が悪化しており、当該貸付金について元本部分の返済期限の1年延長と×23年11月30日以降支払うべき利息の免除を申し立ててきたため、当社はこれを了承した。なお、当期末までの利息については受取っており、適正に処理済みである。

- 7 有形固定資産のうち、建物及び器具備品については減価償却計算が未了である。建物は定額法(年 償却率 0.020) により、器具備品は定率法(年償却率0.250) により、それぞれ減価償却する。残 存価額はすべて取得原価の10%であり、残高試算表上の減価償却累計額の内訳は、建物に係るもの が293,760千円、車両運搬具に係るものが98,280千円及び器具備品に係るものが51,840千円である。
 - なお、器具備品のうち12,000千円は \times 22年5月1日に取得し、同日より事業の用に供しているものである。
- 8 商標権は×22年7月15日にトレードマークを商標登録した際に取得したものであり、10年で償却することとする。なお、取得の際の出願費用、登録免許税の合計額2,400千円をその他の販売費に計上している。
- 9 株式交付費は、当期中に新株式を発行した際に要したものであり、全額支出時の費用として処理 することとする(**[資料2]** 12. 参照)。
- 10 仮払金の内訳は次のとおりである。
 - (1) 支払リース料

25,000千円

当社は×21年12月1日に恵比寿リース株式会社と器具備品のファイナンス・リース契約を締結した。支払リース料は当該ファイナンス・リース契約に基づいて支払ったリース料である。なお、ファイナンス・リース契約の内容等は次のとおりである。

- ① リース期間:5年(中途解約不能)
- ② 支払リース料:年額25,000千円(毎年11月30日の後払い)
- ③ 減価償却費の算定方法は定額法(耐用年数:リース期間、残存価額:零)
- ④ 所有権移転条項はなく、器具備品は契約期間経過後に貸手に返却される。
- ⑤ 返済予定表

返 済 日	期首元本	返済合計	元本分	利息分	期末元本
×22年11月30日	108,235千円	25,000千円	19,588千円	5,412千円	88,647千円
×23年11月30日	88,647千円	25,000千円	20,568千円	4,432千円	68,079千円
×24年11月30日	68,079千円	25,000千円	21,596千円	3,404千円	46,483千円
×25年11月30日	46, 483千円	25,000千円	22,676千円	2,324千円	23,807千円
×26年11月30日	23,807千円	25,000千円	23,807千円	1,193千円	0千円

- ⑥ 利息の算定方法は、リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、 各期への配分方法については、利息法によっている。
- (2) 法人税及び住民税の中間納付額

30,000千円

(3) 事業税の中間納付額

12,200千円 (うち外形基準分2,700千円)

借入先 期末残高 借入日 返 済 日 返済方法 渋 谷 社 8,600千円 ×21年12月1日 ×23年11月30日 括 汳 済 池袋銀行 26,400千円 ×21年4月1日 ×26年3月31日 毎月末均等額返済 横浜社 159,000千円 ×20年12月1日 ×25年11月30日 括 返 済

11 借入金の内訳は次のとおりである(利息については適正に処理済みである。)。

- 12 仮受金のうち1,750千円は、従業員から源泉徴収した所得税及び社会保険料である。また、残額 40,000千円は×22年11月1日を払込期日として新株発行を行った際の払込金額につき計上したものである。
- 13 引当金の計上基準は次のとおりである。
 - (1) 貸倒引当金を債権の区分ごとに次のとおり計上する。貸倒引当金の繰入額は、営業債権と営業外の取引に基づく債権それぞれに対して差額補充法による。なお、残高試算表上の貸倒引当金は、前期末において一般債権に対して設定したものの残高(営業債権に対するものが12,827千円、営業外債権に対するものが180千円)である。
 - ① 上記**[資料2]** 2. (注1) の川崎社に対する破産更生債権等については、債権債務相殺後の残高から保証による回収可能見込額を控除した残額の全額を計上する。
 - ② 上記**[資料2]** 6. (2)の清水社に対する貸付金については、キャッシュ・フロー見積法(将来の受取キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と帳簿価額の差額を計上する方法)により計上する。なお、計算に際しては、下記の現価係数表を使用すること。

<現価係数表>

1年 0.97 2年 0.94 3年 0.91 4年 0.88

- ③ 上記①及び②以外の受取手形、売掛金及び貸付金については、過去の貸倒実績率に基づき、 期末残高に対して2%を計上する。
- (2) 賞与引当金は×23年2月に支払う予定の従業員賞与87,000千円の支給に備えるため、当期負担額を計上する。なお、支給対象期間は8月1日から翌年1月31日までである。
- (3) 役員退職慰労引当金は、役員の退職金の支給に備えるため30,000千円を計上する。なお、残高 試算表の役員退職慰労金は当期首に退任した役員に対するものであるため、役員退職慰労引当金 を取崩して充当する。
- (4) 退職給付引当金の計上は、「退職給付に関する会計基準」に基づく簡便法を採用している。なお、前期末自己都合要支給額は310,000千円、当期末自己都合要支給額は366,000千円であり、期中退職者に対して支払った退職金については、適正に処理済である。
- 14 法人税及び住民税の年税額は65,400千円であり、事業税の年税額は25,000千円(うち外形基準分5,500千円)である。

- 15 税効果会計に関する事項は次のとおりである。
 - (1) 「その他有価証券」の評価差額を除く一時差異及び永久差異の残高は、次のとおりである。
 - ① 将来減算一時差異 当期末 437,700千円 (前期末 365,800千円)
 - ② 永久差異 当期末 43,000千円 (前期末 35,000千円)
 - (2) 法定実効税率は前期・当期ともに40%である。
 - (3) 繰延税金資産の回収可能性に問題はないものとする。

【設問2】

次に掲げる事項に関連して、会社計算規則に基づいて、②重要な会計方針に係る事項に関する注記 のうち「重要な会計方針」に該当するもの、②貸借対照表等に関する注記に該当するもの、⊙損益計 算書に関する注記に該当するものに分類しなさい。

なお、解答方法は、該当する記号を答案用紙に記入し、該当記号がないときは「該当なし」と記入すること。

- 1. 特許権の償却方法として定額法を採用している。
- 2. 社債発行費について、その全額を支出時の費用としている。
- 3. 関係会社に対する備品の売却高が50,000千円ある。
- 4. 受取手形割引高が1,000千円ある。
- 5. 取締役に対する金銭債権が2,000千円ある。
- 6. 従業員に対する長期貸付金が600千円ある。
- 7. 売上高のうちには、関係会社に対するものが300千円含まれている。
- 8. 得意先から当社製品の損壊により負傷者が出た旨の申出を受け、800千円の損害賠償金を求められ、現在係争中である。
- 9. 退職給付債務に係る数理計算上の差異を、発生年度の翌年度から定額法(期間10年)によって費用処理している。

解答編

(単位:千円)

計算書類等(1) 問題 1

問 1

貸借対照表

G·T株式会社

×22年10月31日

科目	金額	科目	金額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流 動 資 産	(2, 032, 500)	I 流 動 負 債	(1, 252, 800)
現 金 及 び 預 金	149, 200	支 払 手 形	579, 000
受 取 手 形	735, 000	買掛金	401,000
売 掛 金	677, 000	短 期 借 入 金	10, 300
有 価 証 券	48, 000	1年以内返済長期借入金	43, 200
商品	250, 000	未 払 金	55, 000
貯 蔵 品	3, 000	未払法人税等	36, 000
短期貸付金	199, 000	未払消費税等	66, 000
貸 倒 引 当 金	\triangle 28, 700	未払費用	2, 100
Ⅱ 固 定 資 産	(1,516,016)	前 受 収 益	1, 200
1 有形固定資産	(765, 096)	修繕引当金	13, 000
建物	838, 000	短期有価証券購入支払手形	46, 000
備 品	187, 700	Ⅱ 固 定 負 債	(481, 200)
減価償却累計額	△ 419, 404	長期借入金	411, 400
土地	158, 800	退職給付引当金	69, 800
2 無形固定資産	(145, 600)	負債の部合計	1, 734, 000
のれん	33, 000	純 資 産 の 部	
特許 権	19, 375	I 株 主 資 本	(1,814,216)
借地権	93, 225	1 資 本 金	854, 000
3 投資その他の資産	(605, 320)	2 資 本 剰 余 金	(78,000)
投 資 有 価 証 券	199, 500	(1) 資 本 準 備 金	76, 000
関係会社株式	185, 000	(2) その他資本剰余金	2,000
長期貸付金	29, 000	3 利益剰余金	(902, 216)
長期預金	85, 000	(1) 利 益 準 備 金	126, 000
破産更生債権等	110, 000	(2) その他利益剰余金	(776, 216)
繰延税金資産	37, 400	繰越利益剰余金	776, 216
貸 倒 引 当 金	\triangle 40, 580	4 自 己 株 式	△ 20,000
		Ⅲ 評価・換算差額等	(300)
		1 その他有価証券評価差額金	300
)		純資産の部合計	1, 814, 516
資産の部合計	3, 548, 516	負債及び純資産の部合計	3, 548, 516

-1-

損 益 計 算 書

自 ×21年11月1日

G・T株式会社

至 ×22年10月31日

(単位:千円)

	科	目	金	額
I	売 上	高		3, 226, 600
П	売 上 原	価		1, 671, 000
	売 上 総 利	益		1, 555, 600
Ш	販売費及び一般管			1, 211, 024
	営 業 利	益		344, 576
IV	営 業 外 収	益		
	受 取 利	息	9, 800	
	受 取 配 当	金	13, 000	
	有価証券評价		1,000	
	雑 収	入	3, 000	26, 800
V	営業外費	用		
	支 払 利	息	23, 100	
	手 形 売 却	損	1, 200	
	貸倒引当金繰	入額	4, 560	
	雑 損	失	11, 000	39, 860
	経常和	钊 益		331, 516
VI	特別利	益		
	固定資産売	却益	1, 100	1, 100
VII	特別損	失		
	投資有価証券評	価損	102, 000	
	固定資産売	却 損	2,000	104, 000
	税引前当期	純利益		228, 616
	法人税、住民税及	ひ事業税	81, 000	
	法人税等記	周整額	△ 6,400	74, 600
	当 期 純	利 益		154, 016

株主資本等変動計算書

自 ×21年11月1日

G・T株式会社

至 ×22年10月31日

(単位:千円)

		資本乗	割余金	利	」益 剰 余:	金		
資本金		資 本準備金	その他資金	利 益準備金	その他利 新 築 積 立 金	益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	自式	その他 有価証券 評価差額金
当期首残高	854, 000	76, 000	0	124, 000	150, 000	494, 200	0	100
当期変動額								
新築積立金の 取 崩 し					△150,000	150, 000		
剰余金の配当				2,000		△22, 000		
当期純利益						154, 016		
自己株式の取得							△60,000	
自己株式の処分			2, 000				40,000	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								200
当期変動額合計	0	0	2, 000	2,000	△150,000	282, 016	△20,000	200
当期末残高	854, 000	76, 000	2, 000	126, 000	0	776, 216	△20,000	300

問2

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 売買目的有価証券は、時価法により評価している。
 - (2) 満期保有目的の債券及び子会社株式は、原価法により評価している。
- 2 棚卸資産(商品)の評価基準及び評価方法

商品は、先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)により評価し

3 有形固定資産の減価償却方法

建物及び備品は、定額法により減価償却している。

- 4 無形固定資産の償却方法
 - (1) 特許権は、8年で定額法により償却している。
 - (2) のれんは、効果の及ぶ期間である5年間で定額法により償却している。
- 5 引当金の計上基準

 - ① **一般債権は、**貸倒実績率法により、過去の貸倒実績率に基づき、期末残高の2%を計上 している。

 - (2) 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、以下のとおりに計上している。
 - ① 退職給付引当金は、期末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
 - ② 数理計算上の差異は、発生の翌年度から定額法(期間10年)により費用処理している。
- 6 その他の重要な会計方針

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

貸借対照表等に関する注記

- **1** 関係会社に対する受取手形が176,000千円ある。
- 2 取締役に対する金銭債権が32,000千円ある。

損益計算書に関する注記

1 関係会社との営業取引以外の取引高(固定資産売却高)が43,000千円ある。

【解答への道】(仕訳の単位:千円)

1 現金及び預金

(1) 先日付小切手

(受 取 手 形) 25,000 (現金及び預金) 25,000

(2) 売買目的有価証券

(有 価 証 券) 22,000 (現 金 及 び 預 金) 21,000 (有 価 証 券 評 価 益) 1,000

注記 有価証券の評価基準及び評価方法につき重要な会計方針に係る事項に関する注記が必要となる。

(3) 定期預金

(長 期 預 金) 85,000 (現 金 及 び 預 金) 85,000

(4) 郵便切手の未使用分

(貯 蔵 品) 3,000 (現金及び預金) 3,000

2 受取手形及び売掛金

(1) F・Z株式会社に対する受取手形

仕訳不要*

* 関係会社に対する金銭債権は、科目別注記方式によるため、独立科目表示しない。 注記 関係会社に対する金銭債権につき、貸借対照表等に関する注記が必要となる。

(2) 割引に付した手形

(仮 受 金) 38,800 (受 取 手 形) 40,000 (手 形 売 却 損) 1,200

※ 期末において割引に付している手形はないため、手形遡求義務に係る注記は不要である。

(3) 破產更生債権等

10,000	(受	取 手	形)	60,000
	(売	掛	金)	50,000
	10, 000			

3 有価証券

- (1) 自己株式
 - ① 表示科目への振り替え

(自 己	株	式)	60, 000	(有	価	証	券)	60, 000
<株主資本	から控	除>						

② 処 分

(仮	受	金)	42,000	(自	己	株	式)	40,000
				(その	他資	本剰:	余金)	2,000

(2) R株式会社債券 (その他有価証券)

(有 価 証 < 流 動 資 産	券) >	26, 000	(有	価	証	券)		25, 000
			(繰 延(その他)		金負			400 600
			(ての心	有 山 証	r計៕左f	识立 /	^	600

- * 評 価 差 額 26,000千円-25,000千円=1,000千円
 - 繰延税金負債 1,000千円×40%=400千円

その他有価証券評価差額金 1,000千円-400千円=600千円

- ※ 売買目的以外で保有している債券であるため、償還期日に基づいて表示科目及び表示区分を決定する。翌期中に償還期日を迎えるため、有価証券(流動資産)として計上する。
- (3) F·Z株式会社株式(子会社株式)

(関係会社株式)	185, 000	(有 価	証	券)	185, 000
----------	----------	------	---	----	----------

(4) N・S株式会社株式 (その他有価証券)

(投資有価証券) 98,000 (有 価 証 券) 200,000 (投資有価証券評価損) * 102,000 < 特別損失 >

- * 200,000千円-98,000千円=102,000千円
- (5) F・J株式会社株式(その他有価証券)

 (投資有価証券)
 25,500
 (有価証券)
 26,000

 (繰延税金資産)*
 200

 (その他有価証券評価差額金)*
 300

* 評価差額 26,000千円-25,500千円=500千円 繰延税金資産 500千円×40%=200千円 その他有価証券評価差額金 500千円-200千円=300千円

(6) V・G株式会社社債(満期保有目的の債券)

(投資有価証券) 76,000 (有 価 証 券) 76,000

注記 有価証券の評価基準及び評価方法につき重要な会計方針に係る事項に関する注記が必要となる。

※ 売買目的以外で保有している債券であるため、償還期日に基づいて表示科目及び表示区分を決定する。翌々期以降に償還期日を迎えるため、投資有価証券(投資その他の資産)として計上する。

4 商 品

(期首商品棚卸高)	321,000	(商	品)	321,000
(当期商品仕入高)	1,600,000	(仕	入)	1,600,000
(商 品 減 耗 損)	30,000	(期末商品	棚卸高)	280, 000
<売上原価の内訳>				
(商 品)	250, 000			

※ 売上原価

注記 棚卸資産(商品)の評価基準及び評価方法につき重要な会計方針に係る事項に関する注 記が必要となる。

5 法人税等の中間納付額

(法人税、住民税及び事業税)	45, 000	(法	人	税	等)	45, 000
----------------	---------	----	---	---	----	---------

6 貸 付 金

(短期	貸作	寸 金):	* 199, 000	(貸	付	金)	228, 000
(長 期	貸作	寸 金)	29, 000				

* 167,000千円+32,000千円=199,000千円

注記 取締役に対する金銭債権につき貸借対照表等に関する注記が必要となる。

7 有形固定資産

- (1) 建物
 - ① 新規取得分

* 150,000千円×0.9×0.040×
$$\frac{7 \, \text{力月}}{12 \text{力月}}$$
=3,150千円

② 既存分

(減 価 償 却 費) * 24,768 (減 価 償 却 累 計 額) 24,
--

- * (838,000千円-150,000千円) ×0.9×0.040=24,768千円
- ③ 新築積立金の取崩し

(新 築 積 立 金) 150,000 (繰越利益剰余金) 150,0	金) 150,000 (繰越利益剰余金) 150,000
-------------------------------------	------------------------------

- (2) 備品
 - ① 期中売却分
 - (イ) 本来の仕訳

(減価償却累計額)	5, 700	(備 品)	20,000
(減 価 償 却 費)*	2, 400	(固定資産売却益)	1, 100
(現金及び預金)	13, 000		

*
$$20,000$$
千円× 0.9 × 0.200 × $\frac{8 カ月}{12 カ月}$ = $2,400$ 千円

(ロ) 会社が行った仕訳

 (減価償却累計額)	5, 700	(備	品)	20,000
(現金及び預金)	13, 000			į
 (固定資産売却損)	1, 300			

- ※ 有形固定資産の帳簿価額とは、取得原価から減価償却累計額を控除した金額をいう。有形 固定資産は原則的に間接法で記帳されるため、有形固定資産(取得原価)と減価償却累計額 が両建てで計上されているものと考える。
- (ハ) 修正仕訳

(減 価 償 却	費) 2,400	(固定資産売却損)	1, 300
		(固定資産売却益)	1, 100

② 既存分

(減 価 償 却 費) * 33,786 (減 価 償 却 累 計 額) 33,786

- * 187,700千円×0.9×0.200=33,786千円
- 注記 有形固定資産の減価償却方法につき重要な会計方針に係る事項に関する注記が必要となる。
- (3) 土地

仕訳不要

注記 関係会社との営業取引以外の取引高(固定資産売却高43,000千円)につき損益計算書に 関する注記が必要となる。 固定資産売却高 <u>45,000千円</u>-<u>2,000千円</u>=43,000千円 土地簿価 売却損

8	のオ	れん

(の れ ん 償 却) * 11,000 (の れ ん) 11,000

* 44,000千円× $\frac{12$ 月}{60 カ月 -12 カ月 = 11,000千円

注記 のれんの償却方法につき重要な会計方針に係る事項に関する注記が必要となる。

9 特 許 権

(1) 資産計上

(特 許 権) * 20,000 (仮 払 金) 20,000

* 10,000千円+3,000千円+7,000千円=20,000千円

(2) 償却

(特 許 権 償 却) * 625 (特 許 権) 625

* 20,000千円× $\frac{3 \, \text{カ月}}{8 \, \text{年} \times 12 \, \text{カ月}} = 625$ 千円

注記 特許権の償却方法につき重要な会計方針に係る事項に関する注記が必要となる。

10 支払手形

11 買 掛 金

(買掛金) 55,000 (未払金) 55,000

12 借入金

(1) 当座借越

(当 座 借 越) 1,400 (短 期 借 入 金) 1,400

(2) A銀行

(借 入 金) 277,200 (1年以内返済長期借入金) * 43,200 (長 期 借 入 金) 234,000

* 1カ月当たりの返済額 277,200千円÷77カ月=3,600千円1年以内返済長期借入金 3,600千円×12カ月=43,200千円

(3) B銀行

(借 入 金) 177,400 (長 期 借 入 金) 177,400

(4) C銀行

(借 入 金) 8,900 (短 期 借 入 金) 8,900

13 引 当 金

(1) 貸倒引当金

(貸倒引当金繰入額) 69,280 (貸 倒 引 当 金) * 69,280

- *① 貸倒引当金設定額
 - (化) 一般債権

受取手形 559,000千円(注1) × 2 % = 11,180千円 売掛金 677,000千円(注2) × 2 % = 13,540千円 短期貸付金 199,000千円 × 2 % = 3,980千円 長期貸付金 29,000千円 × 2 % = 580千円

合計 29,280千円

- (注2) <u>727,000千円</u>-<u>50,000千円</u>=677,000千円 T/B 破産更生
 - (1) 破産更生債権等

<u>110,000千円</u> - <u>70,000千円</u> = 40,000千円 破産更生 保証回収見込額

(\land) ($\ifmmode{f}\else$) + ($\ifmmode{f}\else$) = 69, 280千円

② 財務諸表表示

(4) 損益計算書表示(貸倒引当金繰入額)

販売費及び一般管理費 <u>11,180千円</u>+<u>13,540千円</u>+<u>40,000千円</u>=64,720千円 受取手形 売掛金 破産更生

営業 外費 用 <u>3,980千円</u> + <u>580千円</u> =4,560千円 短期貸付金 長期貸付金

(中) 貸借対照表表示(貸倒引当金)

流 動 資 産 11,180千円 +13,540千円 +3,980千円 =28,700千円

受取手形 売掛金 短期貸付金

投資その他の資産 <u>580千円</u>+<u>40,000千円</u>=40,580千円 長期貸付金 破産更生

(2) 修繕引当金

(修繕引当金繰入額) 13,000 (修 繕 引 当 金) 13,000

(3) 退職給付引当金

 (退職給付引当金)
 600
 (販売費及び一般管理費)
 600

 (退職給付引当金)
 3,300
 (退職給付引当金)
 3,300

* 勤務費用 1,600千円

利息費用 118,000千円×2% =2,360千円

期待運用収益 50,000千円×1.5% = $\triangle750$ 千円

 数理差異費用処理額
 900千円×
 1年 10年 合計
 = 90千円 合計
 3,300千円

注記 引当金の計上基準につき重要な会計方針に係る事項に関する注記が必要となる。

14 見越・繰延

(支 払 利 息) 2, 100 (未 払 費 用) 2, 100 (受 受 収 益) 取 利 息) 1,200 (前 1,200

15 剰余金の配当

*(1) 20,000千円×
$$\frac{1}{10}$$
=2,000千円

(2) 854,000千円×
$$\frac{1}{4}$$
 - (76,000千円+124,000千円) =13,500千円
資本金 利益準備金

(3) (1) < (2) : .2,000千円

16 税 金

(法人税、住民税及び事業税) 36,000 (未 払 法 人 税 等) * 36,000

17 税効果会計

(1) 前期分

(法人税等調整額) 31,200 (繰延税金資産) 31,200 < 試 算表 >

(2) 当期分

- * 94,000千円×40%=37,600千円
- (3) 財務諸表表示
 - ① 損益計算書表示(法人税等調整額)

② 貸借対照表表示(繰延税金資産)

18 その他

(1) 消費税等の会計処理

注記 消費税等の会計処理につき重要な会計方針に係る事項に関する注記が必要となる。

(2) 販売費及び一般管理費

 1,054,875千円 + 64,104千円 + 11,000千円 + 625千円 + 64,720千円 + 13,000千円 T/B 減価償却費 のれん償却 特許権償却 貸・引繰入 修・引繰入

-<u>600千円</u>+<u>3,300千円</u>=1,211,024千円 掛金拠出 退・費用

19 繰越利益剰余金

494,200千円 + 154,016千円 + 150,000千円 - 22,000千円 = 776,216千円 T/B 当期純利益 新築積立金 配当

【論点確認】

- ・ 計規に準拠したB/S・P/Lのフォーム
- ・ 計規に準拠したB/S・P/Lの表示科目

【学習上のアドバイス】

- ・ 財表の表示科目と簿記の勘定科目では、用いる科目に違いが生じる場合がある。この場合に は、勘定科目を表示科目へ振替える仕訳(財表特有の表示科目への振替仕訳)が必要となる。 財務諸表に表示される表示科目を正確に覚えよう。
- ・ 計算において大事なのは、仕訳力と集計力である。各取引に関して、適正な処理を行い、そ のうえで各科目の金額を適正に集計できなければ、正しい解答を導くことはできないのである。 したがって、計算を解く際は、常に仕訳と集計を意識するようにしよう。

総合問題の解答手順

限られた試験時間の中で正確かつ効果的に総合問題を解くためには各論点についての十分な理解 に加えて、総合問題を効果的に解答するテクニックを身につける必要があります。

総合問題の解答手順として一般的なものを例示としてご紹介します。

【手順1】 答案用紙をチェックする。

【手順2】 解答要求事項と解答留意事項をチェックする。

【手順3】 残高試算表をチェックする

【手順4】 決算整理事項を解答する。

【手順5】 自分の解答を整える。

【手順1】 答案用紙をチェックする

- (1) 解答要求事項を把握する。
 - ① 作成すべき計算書類
 - ② 注記事項の種類 など
- (2) 貸借対照表における表示方法を把握する。
 - ① 貸倒引当金の表示方法
 - ② 減価償却累計額の表示方法 など
- (3) 損益計算書における表示方法を把握する。
 - ① 売上原価の内訳の有無
 - ② 販売費及び一般管理費の明細の有無 など
- (4) その他の事項を把握する。

解答要求事項は、問題においても指示が与えられますが、まず最初に答案用紙が配布され た時点で解答要求事項を把握します。

当該問題において**作成すべき計算書類**を把握するとともに、計算書類の他に注記事項な どが問われている場合には、その**注記事項の種類**を把握します。

【手順2】 解答要求事項と解答留意事項をチェックする

- (1) 解答要求事項を確認する。
- (2) その他の重要項目を把握する。
 - ① 会社名 ② 当期が何期か ③ 会計期間 ④ 翌期末
 - ⑤ 端数処理 ⑥ 会計処理方法および表示方法 など

本試験問題は、決算整理事項が幾ページにもわたっているため、先に確認した事項を探すのに多くの時間を要します。その探す時間を短縮するためには、これらの事項に**ラインマーカーでラインを引いておき、チェックしたことが視覚的にわかるようにしておく**ことが必要となります。

【手順3】 残高試算表をチェックする

T/Bから直接処理できる項目

(1) 「T/Bから直接処理できる項目」とは、残高試算表から直接修正できるものや残高試算表から直接解答できるものを意味しています。

これら「T/Bから直接処理できる項目」は、修正漏れや計上忘れを防ぐためにも、チェックした時点で**すぐに修正する**ことが必要となります。

- ① 売上値引、売上戻り、売上割戻 ⇒ 売上高と相殺する。
- ② 什入値引、仕入戻し、仕入割戻 ⇒ 仕入高と相殺する。
- ③ 当座借越 ⇒ 短期借入金に振り替える

【手順4】 決算整理事項を解答する

- (1) 仕訳を切り、試算表やT字勘定に金額を集約する。
- (2) 大問ごとに試算表やT字勘定の金額を集計し、答案用紙に転記する。

総合問題を解く際には、**平易な問題は頭の中で仕訳を切り**、難しい問題は計算用紙または余白に仕訳を切ることでスピードアップを図っていきす。

また、答案用紙への転記漏れを防ぐために**大きな資料を処理し終える都度、試算表の金額を集** 計し、答案用紙に転記していきましょう。 集計方法に唯一絶対的な方法は存在せず、総合問題を解く中で自分なりの方法を確立させていく必要があります。決算整理前残高試算表に記載されている項目に加減算していく方法をベースとしながら、集計の多い項目(現金及び預金、金銭債権など)についてはT字勘定を使うなど、独自の集計方法を見つけていきましょう。

また、本試験ではボリュームの多い問題が出題されることもあるため、スピードが合格 確保のためには重要な要素となります。

総合問題は個別問題の集合である以上、まずはしっかりと個別問題を強化することが出発点です。「簿記は習うより慣れろ」という言葉に象徴されるように、計算力は練習量で決まります。問題を見てしばらく仕訳を考えてしまうようでは、まだまだ練習不足といえます。問題を見た瞬間に仕訳が頭に浮かぶレベルまで粘り強くトレーニングを続けることで確固たる総合問題の十台が築きあげられていくのです。

【手順5】 自分の解答を整える

- (1) 答案用紙にミスがないかをチェックする。
- (2) 残高試算表の金額から修正がない項目については、答案用紙への転記忘れがないかをチェックする。

最後の5分~10分程度の時間の使い方については、まだ手をつけていない新しい項目を解答 すべきなのか、または、すでに解答している項目についてミスの有無をチェックすべきなのか 迷うことがあると思います。

得点の最大化を考えるのであれば、後者の方が合理的であると考えられます。なぜなら、本試験という極度の緊張の中では、すでに解答した項目に、いくつかのミスがある可能性が高いからです。そのようなミスを減らすためには、最後の5分~10分程度を使って、**答案用紙にミスがないかをチェックする**ことが必要となります。

また、解答する項目の中には、残高試算表の金額をそのまま答案用紙に転記するだけのもの や、表示区分の名称を単純に記載するだけのものがあります。

配点箇所はどこにあるかわかりませんので、そのように時間をかけずに解答できるような項目は確実に記入しておくことが必要となります。

したがって最後の5分~10分程度を使って、答案用紙にミスがないかをチェックするとともに、**答案用紙への転記忘れがないかをチェックする**ことが必要となります。

たとえば、答案用紙へ転記した科目については消す、レ点をつけるなどしておくと良いでしょう。

問題2 計算書類等(2)

【設問1】

貸借対照表

多摩商事株式会社

×22年11月30日

科目	金額	科目	金額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流 動 資 産	(1, 291, 846)	I 流 動 負 債	(859, 558)
現金預金	187, 500	支 払 手 形	300, 350
受 取 手 形	353, 200	買 掛 金	326, 920
関係会社受取手形	124, 300	短期借入金	10, 100
売 掛 金	424, 000	1年以内返済長期借入金	7, 920
関係会社売掛金	136, 200	未 払 金	85, 750
有 価 証 券	25, 400	未払法人税等	48, 200
商品	58, 900	リース債務	20, 568
貯蔵品	3, 100	預り金	1, 750
貸倒引当金	△ 20, 754	賞 与 引 当 金	58, 000
Ⅱ 固 定 資 産	(1, 757, 113)	Ⅱ 固 定 負 債	(761, 559)
1 有形固定資産	(1, 136, 706)	社 債	120, 000
建物	544, 000	長期借入金	18, 480
車両運搬具	182, 000	関係会社長期借入金	159, 000
器具備品	76, 800	長期リース債務	68, 079
リース資産	108, 235	退職給付引当金	366, 000
減価償却累計額	Δ 480, 309	役員退職慰労引当金	30, 000
土 地	705, 980	負債の部合計	1, 621, 117
2 無形固定資産	(243, 505)	純資産の部	
商 標 権	18, 975	I 株 主 資 本	(1, 426, 060)
借 地 権	224, 530	1 資 本 金	822, 800
3 投資その他の資産	(376, 902)	2 資本剰余金	(198, 200)
投資有価証券	42, 450	(1) 資 本 準 備 金	198, 200
関係会社株式	56, 520	3 利益剰余金	(405, 060)
長期預金	35, 000	(1) 利益準備金	52, 500
長期貸付金	28, 000	(2) その他利益剰余金	(352, 560)
破産更生債権等	70,000	新築積立金	62, 800
繰延税金資産	173, 892	別 途 積 立 金	216, 000
貸倒引当金	Δ 28, 960	繰越利益剰余金	73, 760
		Ⅱ 評価・換算差額等	(1,782)
		1 その他有価証券評価差額金	1, 782
<u></u>		純資産の部合計	1, 427, 842
資産の部合計	3, 048, 959	負債及び純資産の部合計	3, 048, 959

(単位:千円)

<貸借対照表等に関する注記>

- ① 長期預金全額を当座借越契約の担保に供している。
- ② 役員に対する金銭債権が18,000千円ある。

損 益 計 算 書

多摩商事 自 ×21年12月1日

株式会社 至 ×22年11月30日 (単位:千円)

株式芸任主X Z	2年11月30日	(単位:十円
科 目	金	額
I 売 上 高		4, 216, 350
Ⅱ 売 上 原 価	•	
1 期首商品棚卸高	63, 000	
2 当期商品仕入高	2, 926, 400	
合 計	2, 989, 400	
3 期末商品棚卸高	63, 690	
差引	2, 925, 710	
商品減耗損	1, 290	
商品評価損	3, 500	2, 930, 500
売上総利益		1, 285, 850
Ⅲ 販売費及び一般管理費	•	
給料手当	431, 250	
租税公課	23, 200	
事務用消耗品費	12, 500	
減価償却費	85, 569	
商標権償却	825	
貸倒引当金繰入額	38, 377	
賞与引当金繰入額	58, 000	
役員退職慰労引当金繰入額	10, 000	
退職給付費用	75, 500	
その他の販売費	410, 120	1, 145, 341
営 業 利 益		140, 509

IV	営	業外	、収	益		
	受	取	利	息	5, 020	
	受	取酉	己当	金	4, 223	
	有	価 証	券利	息	1, 500	
	償.	却債権	重取ご	乙益	1, 700	12, 443
٧	営	業 タ	、費	用		•
	支	払	利	息	10, 862	
	社	債	利	息	2, 100	
	貸	倒	損	失	1, 700	
	為	替	差	損	2, 850	
	有個	価証券	乡評佰	損	400	
	株	式る	を付	費	2,000	
	貸倒	9引当	金繰り	人額	780	20, 692
	糸	圣常	利	益		132, 260
VI	特	別	損	失		
	関係	系会社 校	未式評	価損	2,800	2,800
	税引	川前当	期純和	引益		129, 460
	法人	税、住民	税及び事	業税	84, 900	
	法.	人税等	手調虫	鳌額	△ 28, 760	56, 140
	当	期糸	电利	益		73, 320

【解答への道】(仕訳の単位:千円)

1 現金預金

(1) 現金出納帳

(買	挡	卦	金)	600	(現	金 預	金)	600
(現	金	預	金)	200	(売	掛	金) *	200

* <u>78,500千円</u>- (<u>78,900千円</u>-600千円<u></u>) = <u>200千円</u> 実際有高 買掛代金修正後出納帳残高 売掛代金決済額

※ 売掛代金決済額が資料に与えられていないため、実際有高と、買掛代金の決済に係る取引 を修正した後の出納帳残高との差額で売掛代金決済額を求めることとなる。

(2) 平安銀行当座預金

(現	金	預	金)	1, 500	(短	期	借	入	金)	1, 500
(3) 平安	銀行足	定期預	金							
(長	期	預	金)	35, 000	(現	金	: :	預	金)	35, 000

注記 担保提供資産につき貸借対照表等に関する注記が必要となる。

2 受取手形及び売掛金

(1) 横浜社 (関連会社) に対するもの

(関係会社受取手形)	124, 300	(受	取 手	形)	124, 300
(関係会社売掛金)	136, 200	(売	掛	金)	136, 200

(2) 川崎社に対するもの(破産更生債権等)

(買掛	金)	21, 500	(受	取 手	形)	26, 500
(破産更生債 <投資その他の		70, 000	(売	掛	金)	65, 000

(3) MS社に対するもの(外貨建売掛金)

(為	替	差	損)	*	13,000	(売	掛	金)	13,000
----	---	---	----	---	--------	----	---	----	--------

* 1,300千ドル× (120円/ドル-110円/ドル) =13,000千円 (差損)

3 貸倒損失等

(1) 貸倒損失

(貸 倒 引 当 金)	2, 450	(貸	倒	損	失)	4, 150
(貸 倒 損 失)	1,700					
<営業外費用>						

(2) 償却済債権の取立

(売	掛	金)	1,700	(償却債権取立益)	1,700
				<営業外収益>	

4 有価証券

(1) 足立社株式(売買目的有価証券)

(有 価 証 券) < 流 動 資 産 >	11,000	(有 価 証 券) < 試 算 表 >	12, 500
(有価証券評価損)	1,500		

(2) 横浜社株式 (関連会社株式)

(関係会社株式)*	54, 520	(有	価	証	券)	54, 520
<投資その他の資産>						

* 当社は横浜社の議決権の20%以上(22%)を有しているため、横浜社は当社の関連会社に 該当する。したがって、当該株式は取得原価で評価することとなる。

(3) 新宿社社債(その他有価証券)

(有 価 証 < 流 動 資 産	券) >	5, 600	(有	価	証	券)		5, 500
					金 負 詳評価差額		*	40 60

- * ① 評価差額 5,600千円-5,500千円=100千円
 - ② 繰延税金負債 100千円×40%=40千円
 - ③ その他有価証券評価差額金 100千円-40千円=60千円
- (4) NY社株式(売買目的有価証券)

(有 <	価 流 動	Part a	券) >	8,800	(有 <	価 試 算	証 : 表	券) >	7,	700
					(有	価 証券	評 佃	益)	1,	100

(5) 南社株式 (関連会社株式)

(関係会社株式)* 〈投資その他の資産〉	2,000	(有	価	証	券)	4, 800
(関係会社株式評価損) < 特 別 損 失 >	2, 800					

* 当社は南社の議決権の20%以上(25%)を有しているため、南社は当社の関連会社に該当する。なお、問題の指示により減損処理を行うこととなる。

(6) LA社社債 (その他有価証券)

(投資有価証券)	32, 450	(有 価 証 券)	29, 580
		(繰延税金負債)	* 1, 148
		(その他有価証券評価差額金)	* 1,722

- * ① 評価差額 32,450千円-29,580千円=2,870千円
 - ② 繰延税金負債 2,870千円×40%=1,148千円
 - ③ その他有価証券評価差額金 2,870千円-1,148千円=1,722千円

(7) 横浜社社債(満期保有目的の債券)

(投資有価証券) 10,000 (有 価 証 券) 10,000	(投資有価証券)	10,000	(有 価	証	券)	10,000
----------------------------------	----------	--------	------	---	----	--------

5 棚卸資産

(期 首 商 品	棚 卸 高)	63,000	(商	品)	63, 000
(当期商品	仕入高)	2, 926, 400	(仕	入)	2, 935, 000
(仕 入	値 引)	8,600			
(商 品 減 <売上原価(耗 損)*1 の内訳>	1, 290	(期末商	品棚卸高)	63, 690
(商 品 評 <売上原価(価 損)*2 の内訳>	3, 500			
(商	品)	58, 900			

- *1 63,690千円-62,400千円=1,290千円
- *2 5,000千円-1,500千円=3,500千円

6 貸付金

(1) 役員に対する貸付金

(長期貸付金) 18,000 (貸付金) 18,000

注記 役員に対する金銭債権につき貸借対照表等に関する注記が必要となる。

(2) 清水社に対する貸付金

(長 期 貸 付 金) * 10,000 (貸 付 金) 10,000

* 返済期限を1年延長(×24年11月30日)したため、「長期貸付金」となる。

7 有形固定資産

(1) 建物

(減 価 償 却 費) * 9,792 (減 価 償 却 累 計 額) 9,792

- * 544,000千円×0.9×0.020=9,792千円
- (2) 器具備品
 - ① 期中取得分

(減 価 償 却 費) * 1,750 (減 価 償 却 累 計 額) 1,750

* 12,000千円×0.250× $\frac{7 \, \text{カ月}}{12 \, \text{カ月}}$ =1,750千円

② 既存分

(減 価 償 却 費) * 3,240 (減 価 償 却 累 計 額) 3,240

* {(76,800千円-12,000千円) -51,840千円} ×0.250=3,240千円

8 商標権

 (商 標 権)
 2,400
 (その他の販売費)
 2,400

 (商 標 権 償 却)*
 825
 (商 標 権)
 825

* (17,400千円+2,400千円) × $\frac{5 \, \text{カ月}}{104 \times 124 \times 124}$ =825千円

9 株式交付費

 (株 式 交 付 費)
 2,000
 (株 式 交 付 費)
 2,000

 <営業外費用>
 < 試 算 表 >

10 仮払金

(1) リース資産

① 資産計上

(リース資産)* 108,235 (リース債務) 108,235

* リース資産については、原則として、有形固定資産に一括してリース資産として表示する。

② 減価償却

(減 価 償 却 費) * 21,647 (減 価 償 却 累 計 額) 21,647

* 108,235千円× $\frac{1 年}{5 年}$ =21,647千円

③ リース債務の返済に係る修正

 (リース債務)
 19,588
 (仮払金)
 25,000

 (支払利息)
 5,412

④ 表示科目(長期リース債務)への振替

(リース債務) 68,079 (長期リース債務)* 68,079

* 翌期末の元本相当額

(2) 法人税、住民税及び事業税の中間納付額

 (法人税、住民税及び事業税) *
 39,500
 (仮 払 金)
 42,200

 (租 税 公 課)
 2,700

* <u>30,000千円</u> + (<u>12,200千円</u>-2,700千円) = 39,500千円 法人税及び住民税 所得割に係る事業税

11 借入金

(1) 渋谷社に対する借入金

(借	入	金)	8,600	(短	期	借	入	金)	8,600
(2) 池袋釺	限行に対っ	する借入金							

(借	入	金)	26, 400	(1年以内返済長期借入金) *	7,920
				(長期借入金)	18, 480

* 26,400千円× $\frac{12 \pi \text{月}}{40 \pi \text{月}}$ =7,920千円

(3) 横浜社 (関係会社) に対する借入金

(借	入	金)	159, 000	(関係会社長期借入金)	159,000
----	---	----	----------	-------------	---------

12 仮受金

(1) 従業員から源泉徴収した所得税及び社会保険料

(仮	受	金)	1, 750	(預		ŋ		金)		1, 750
(2) 新株多	発行									
(仮	受	金)	40,000	(資 (資	本	本準	備	金) 金)	*	20, 000 20, 000

- * 40,000 千円 $\times \frac{1}{2}$ = 20,000 千円
- ※ なお、解答留意事項に、「新株発行を行った場合の資本金に組入れる額は、会社法の規定 に基づく最低限度額とすることとする。」と指示があるため、新株式の払込金額のうち1/2 は資本準備金として処理することとなる。

13 引当金

- (1) 貸倒引当金の処理
 - ① 破産更生債権等

(貸倒引当金繰入額) *	28, 000	(貸 倒 引 当 金)	28,000
<販売費及び一般管理費>		<投資その他の資産>	

- * 70,000千円-42,000千円=28,000千円
- ② 貸倒懸念債権

(貸倒引当金繰入額) * (貸 倒 引 当 金) 600 600 <営業外費用> <投資その他の資産>

* <u>10,000千円</u>× <u>0.94</u> = 9,400千円 債権額 2年の現価係数

10,000千円-9,400千円=600千円

③ 一般債権

 (貸 倒 引 当 金) *1
 10,557
 (貸倒引当金戻入額)
 10,557

 (貸倒引当金繰入額) *2
 21,114
 (貸 倒 引 当 金)
 21,114

- *1 <u>13,007千円</u>-<u>2,450千円</u>=10,557千円 試算表 前期分貸倒れ
- *2 受 取 手 形 353,200千円(注1)×2%=7,064千円

関係会社受取手形 124,300千円 × 2 %= 2,486千円

売 掛 金 424,000千円(注2)×2%= 8,480千円

関係会社売掛金 136,200千円 × 2 % = 2,724千円

長期貸<u>付金 18,000千円</u>(注3)×<u>2%= 360千円</u>→投資その他の資産 360千円 計 1,055,700千円 計 21,114千円

- (注1) <u>504,000千円</u> <u>124,300千円</u> <u>26,500千円</u> <u>353,</u>200千円 試算表 関係会社 破産更生債権等

=424,000千円

(注3) <u>28,000千円</u>- <u>10,000千円</u>=18,000千円 試算表 清水社

- (2) 損益計算書表示
 - ① 販売費及び一般管理費
 - (化) 一般債権

(7,064千円+2,486千円+8,480千円+2,724千円) -10,377千円 (※) =10,377千円

- (※) 12,827千円 <u>2,450千円</u> = 10,377千円 貸倒れ
- (中) 破産更生債権等:28,000千円
- (\land) (\id) + (p) = 38, 377千円
- ② 営業外費用
 - (イ) 一般債権

360千円-180千円=180千円

- (中) 貸倒懸念債権:600千円
- (n) (1) + (1) = 780 千円
- (3) 賞与引当金

(賞与引当金繰入額) * 58,000 (賞 与 引 当 金) 58,000

* 87,000千円× $\frac{4 カ月}{6 カ月}$ =58,000千円

(4) 役員退職慰労引当金

 (役員退職慰労引当金)
 15,000
 (役員退職慰労引当金)
 15,000

 (役員退職慰労引当金繰入額) *
 10,000
 (役員退職慰労引当金)
 10,000

 <販売費及び一般管理費>
 10,000
 (役員退職慰労引当金)
 10,000

- * 30,000千円- (35,000千円-15,000千円) =10,000千円
- ※ [資料2] 13. (3)に記載されている金額 (30,000千円) は、問題文中に「役員退職慰労 引当金は、~30,000千円を計上する。」とあることから、貸借対照表に計上する金額である と判断する。
- (5) 退職給付引当金

(退職給付費用)* 75,500 (退職給付引当金) 75,500

* 366,000千円-290,500千円=75,500千円

14 未払税金

 (法人税、住民税及び事業税)
 45,400
 (未 払 法 人 税 等)*2
 48,200

 (租 税 公 課)*1
 2,800

*1 <u>5,500千円</u> - <u>2,700千円</u> = 2,800千円 年税額 中間納付額

*2 (<u>65,400千円+25,000千円</u>) - (<u>30,000千円+12,200千円</u>) =48,200千円 年税額 中間納付額

15 税効果会計

(1) 前期分

(法人税等調整額)	146, 320	(繰延税金資産)	146, 320
		< 試 算 表 >	

(2) 当期分

(繰延税金資産)* 175,080 (法人税等調整額) 175,080

- * 437,700千円×40%=175,080千円
- (3) 財務諸表表示
 - ① 損益計算書表示(法人税等調整額)

175,080千円-146,320千円=28,760千円(法人税、住民税及び事業税から減算) 上記(2) 上記(1)

② 貸借対照表表示(繰延税金資産)

<u>175,080千円</u>-<u>40千円</u>-1,148千円</u>=173,892千円 上記(2) その他有価証券

16 繰越利益剰余金

440千円+73,320千円=73,760千円 試算表 当期純利益

【設問2】

1	2	3	4	5
()	Ø	\otimes		▣
6	7	8	9	
該当なし	\otimes		Ø	

【解答への道】

- 1 特許権の償却方法として定額法を採用している。
 - ⇒「重要な会計方針」に該当する。
- 2 社債発行費について、その全額を支出時の費用としている。
 - ⇒「重要な会計方針」に該当する。
- 3 関係会社に対する備品の売却高が50,000千円ある。
 - ⇒「損益計算書に関する注記」に該当する。
- 4 受取手形割引高が1,000千円ある。
 - ⇒「貸借対照表等に関する注記」に該当する。
- 5 取締役に対する金銭債権が2,000千円ある。
 - ⇒「貸借対照表等に関する注記」に該当する。
- 6 従業員に対する長期貸付金が600千円ある。
 - ⇒該当なし。なお、財務諸表等規則において、独立科目表示すべき項目である。(後日学習する。)
- 7 売上高のうちには、関係会社に対するものが300千円含まれている。
 - ⇒「損益計算書に関する注記」に該当する。
- 8 得意先から当社製品の損壊により負傷者が出た旨の申出を受け、800千円の損害賠償金を求められ、現在係争中である。
 - ⇒「貸借対照表等に関する注記」に該当する。
- 9 退職給付債務に係る数理計算上の差異を、発生年度の翌年度から定額法(期間10年)によって費用処理している。
 - ⇒「重要な会計方針」に該当する。

【論点確認】

注記の種類

【学習上のアドバイス】

- ・ 注記については、各注記事項がどの注記の種類に属するか(重要な会計方針等に属するのか、 貸借対照表等に関する注記に属するのか等)をしっかりと押さえるようにしよう。
- 計算の各テーマと注記については、関連付けて押さえるようにしよう。